

食料システム法について



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

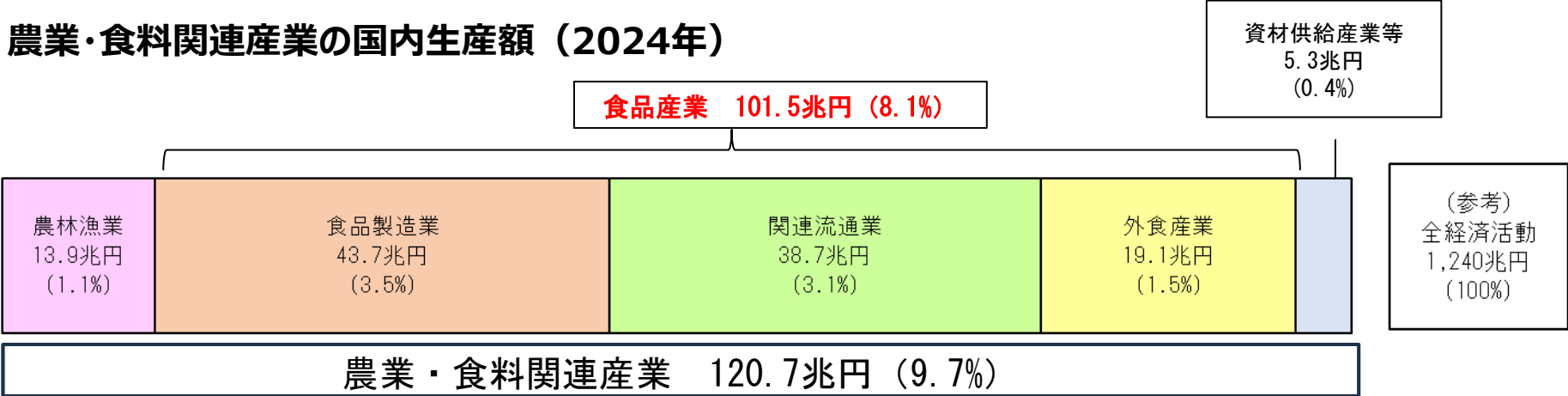
農林水産省

2026年4月
新事業・食品産業部

食料システムにおける食品産業の位置付け（国内生産額）

○ 2024年における食品産業の国内生産額は101.5兆円。全経済活動の国内生産額の約8%を占める。

○ 農業・食料関連産業の国内生産額（2024年）



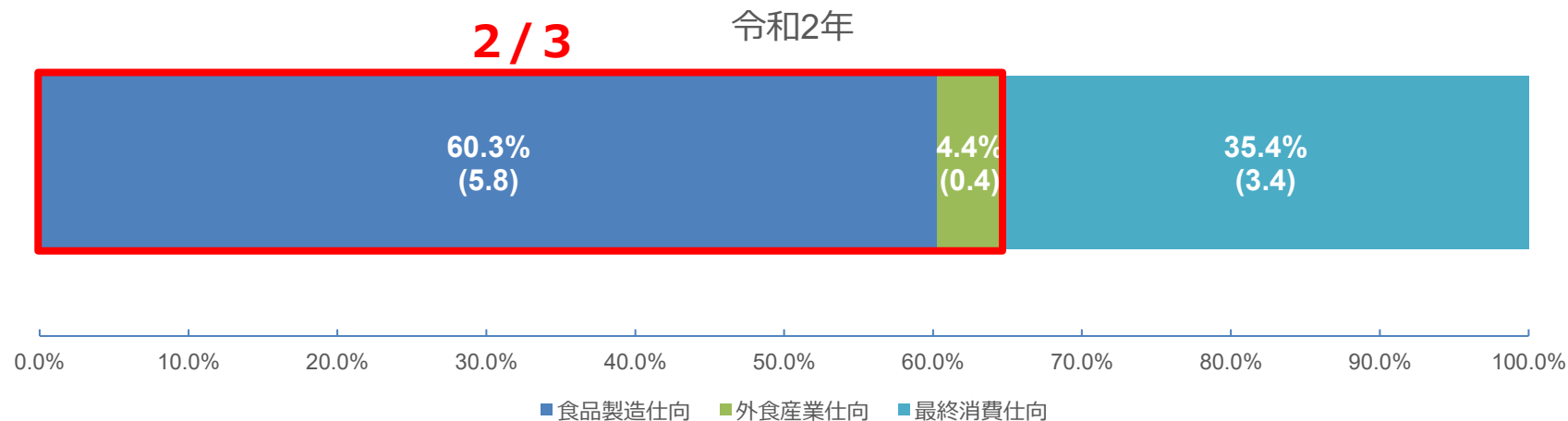
資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」、内閣府「国民経済計算」
注1：国内生産額とは、生産された財及びサービスを生産者が出荷・提供した時点の価格（生産者価格（消費税を含む。））で評価したものである。
注2：国内生産額の割合（%）は出典2統計の推計方法等が異なるため、参考値として記載。
注3：農林漁業の林業は食用の特用林産物の値、資材供給産業等は資材供給産業と関連投資の値の合計、関連流通業は農業及び食料関連産業の商品の取引に係る商業（卸売、小売）及び運輸業の値。

国産農林水産物の仕向け先としての食品産業

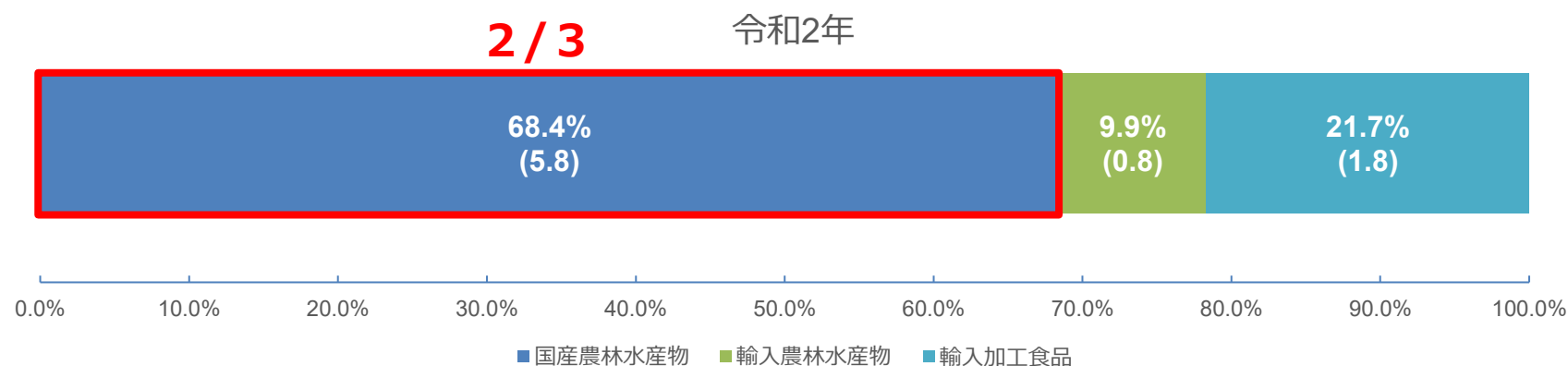


- 国産農林水産物の仕向け先の約 2 / 3 が食品産業（食品製造業・外食産業）となっている。
- また、食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約 2 / 3 は国産農林水産物となっている。

■ 国産農林水産物の用途別仕向け割合



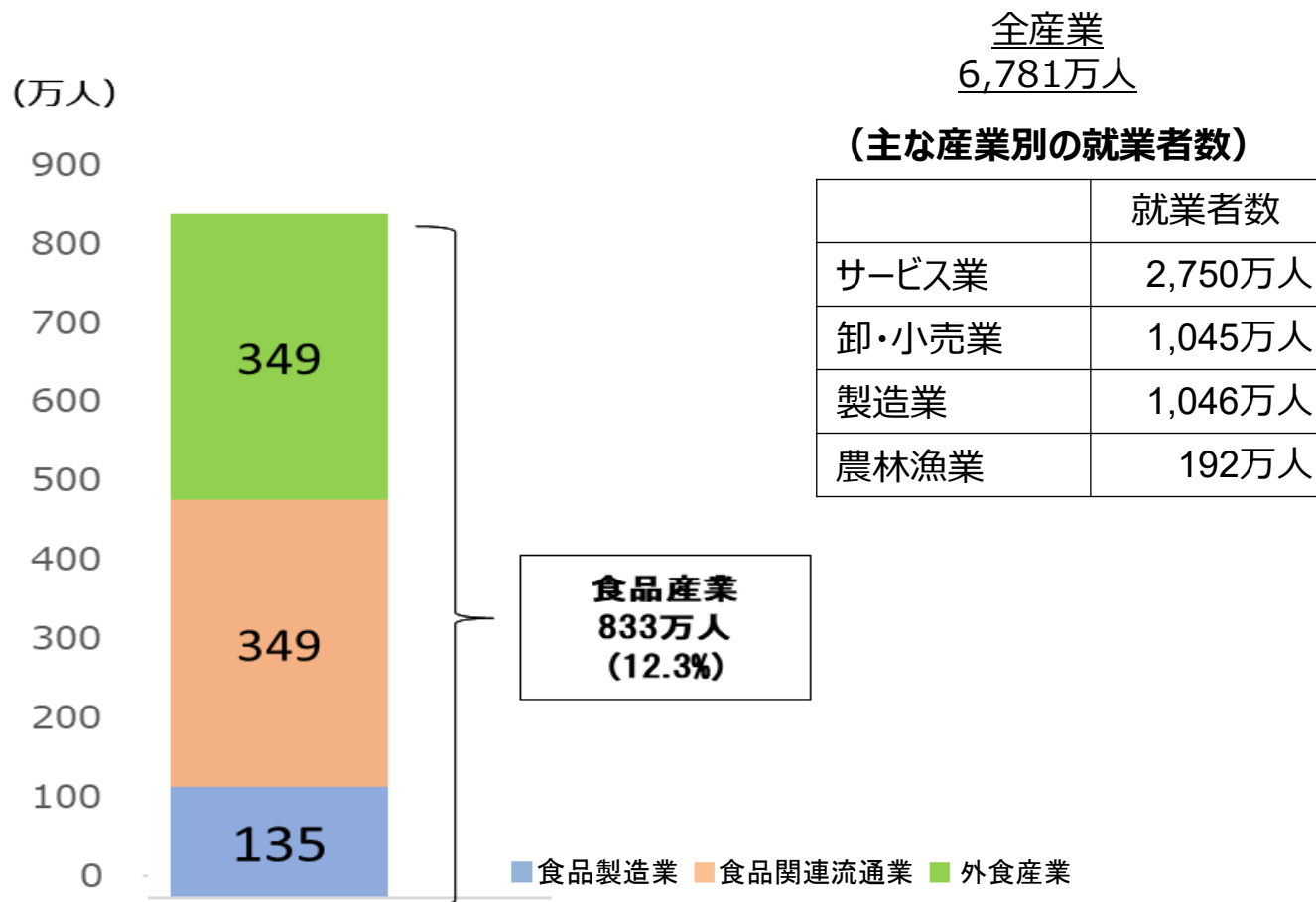
■ 食品製造業の加工原材料調達割合（国産・輸入）



食品産業の就業者数と全産業に占める割合

○ 食品産業の就業者数は**833万人**。全産業の就業者数の**約12%**を占める。

○ **就業者数（2024年）**



出典：総務省「労働力調査」より農水省作成

注：サービス業は、「学術研究，専門・技術サービス業」「宿泊業，飲食サービス業」「生活関連サービス業，娯楽業」「教育，学習支援業」「医療，福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。食品製造業は、「飲料・たばこ・飼料製造業」を含まない。



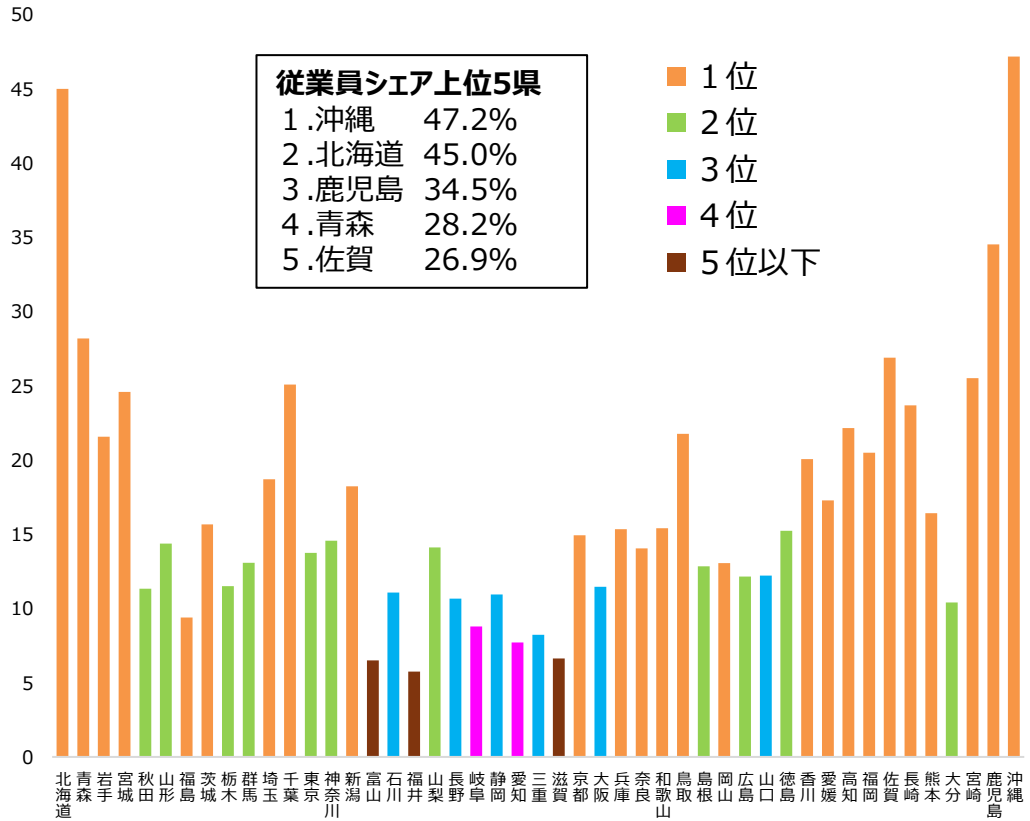
地域経済における食品製造業の位置づけ

- 我が国の食品製造業は国内の農林水産業と深く結びつき、**9道県**の製造品出荷額で**食料がトップ**を占める。
- 全製造業における、**食品製造業の従業員数のシェアは、北海道や九州**など1次産業が盛んな地域において**高いシェア**を占めるなど、**食品産業は地域経済を牽引する重要な産業**。

■ 製造品出荷額における食料品の占める構成比が1位の都道府県（令和4年）

都道府県	金額 (億円)	1位		2位		3位	
		産業	構成比	産業	構成比	産業	構成比
全国	3,617,749	輸送	19.5	化学	9.5	食料	8.8
沖縄	4,743	食料	38.9	飲料	13.9	土石	11.8
北海道	66,413	食料	35.9	石油	13.1	鉄鋼	8.0
鹿児島	24,147	食料	32.4	飲料	20.8	電子	12.6
青森	17,791	食料	24.5	非鉄	13.0	電子	11.8
宮崎	18,310	食料	22.9	電子	11.5	化学	10.7
佐賀	22,944	食料	18.5	電子	12.2	輸送	9.4
高知	6,473	食料	15.6	生産機	13.1	土石	11.9
奈良	19,623	食料	13.2	プラ	9.7	輸送	9.6
宮城	54,829	食料	13.1	電子	12.9	生産機	12.8

○ 各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア（2021年）



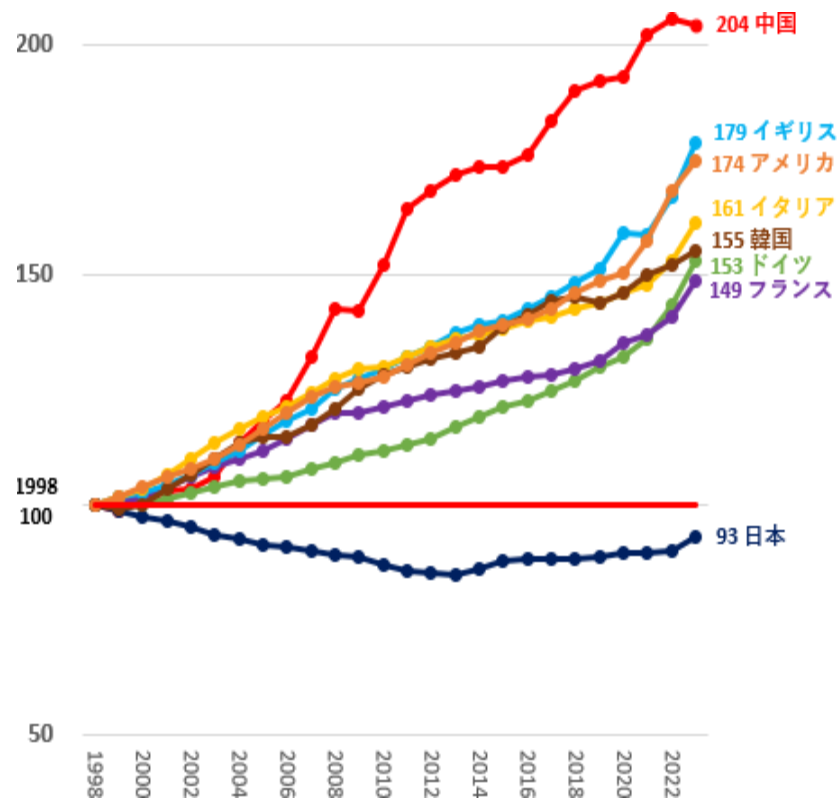
資料：総務省・経済産業省「2023年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」

出典：経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」
 注：1) 産業別集計（製造業）「地域編」のうち、従業員4人以上の事業所に関する統計表の数値
 2) 食料品製造業には、飲料・たばこ・飼料製造業を含まない。

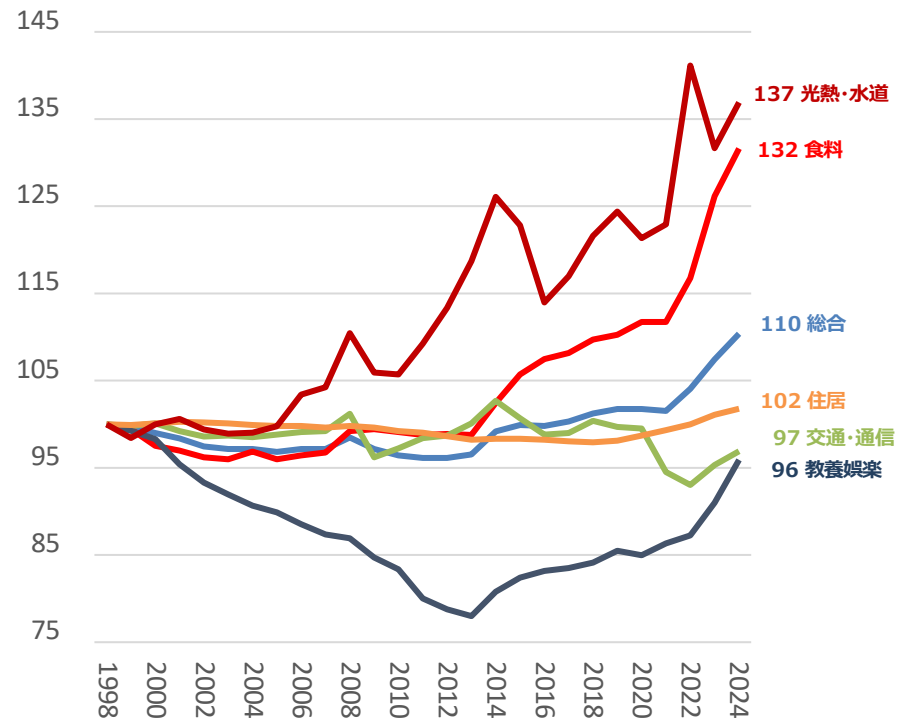
長期的な物価の動向

- GDPデフレーター（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では**下降傾向**で推移している。
- 食料の**消費者物価指数**は、長期のデフレ下にあつて、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)



○消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)
注：資料では2020年=100とされているものを、1998年=100とについて計算

資料：THE WORLD BANK

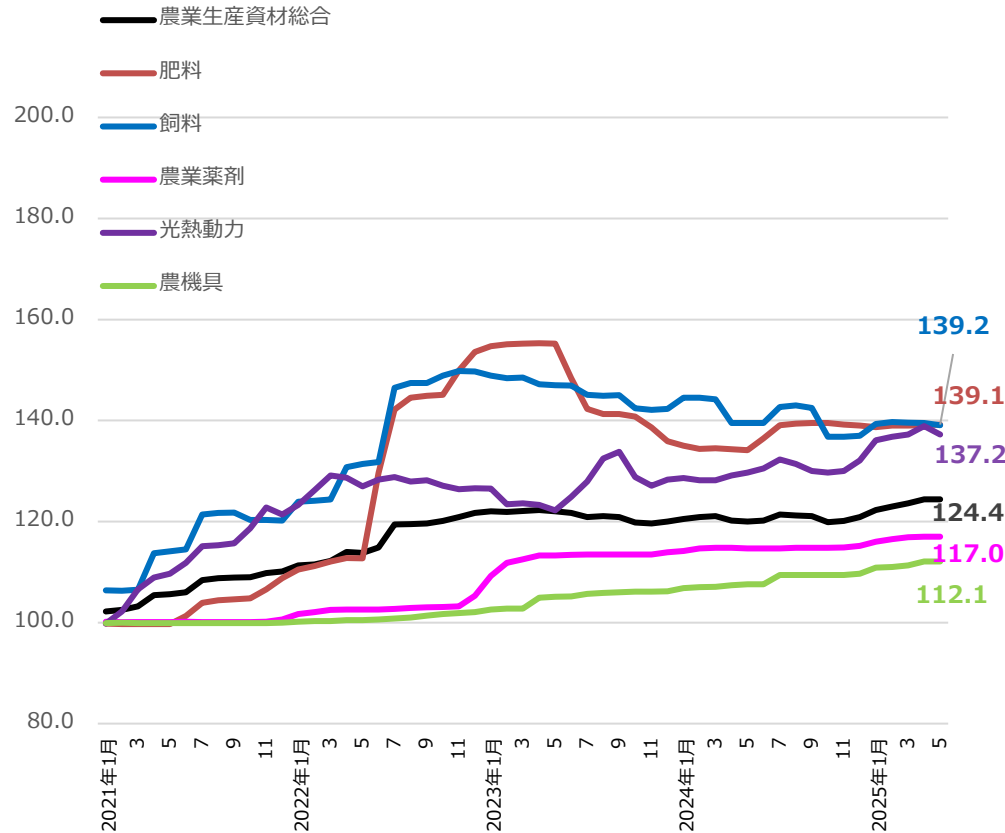
注1：GDPデフレーターとは、(名目GDP) / (実質GDP) × 100で計算される、消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。
注2：資料では2015年=100とされているものを、1998年=100とについて計算。

農業生産資材・食料価格の動向

- **農業生産資材の価格**は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、**2022年に急上昇**。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- **農産物の価格**は、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、2023年後半以降上昇。一方、価格上昇の程度や時期は品目によって差があり、また野菜は価格変動が大きい。

【農業生産資材価格指数の推移】(2020年 = 100)

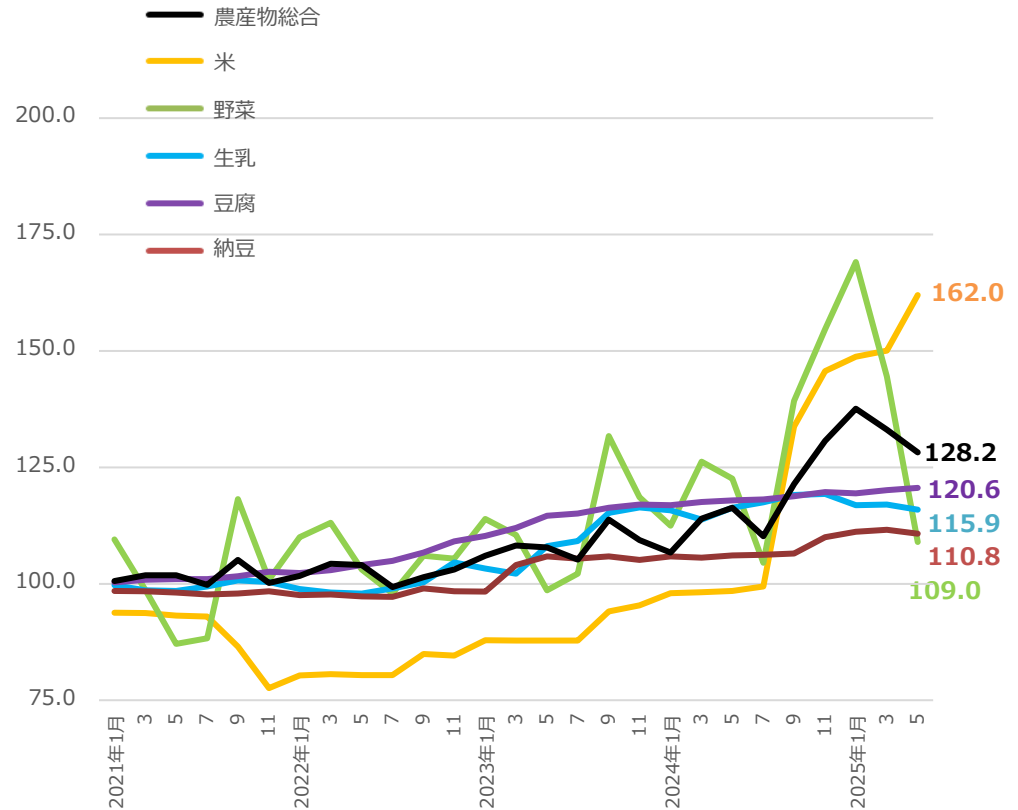
(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの)



資料：農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成

【農産物・食品の価格指数の推移】(2020年 = 100)

(農産物総合、米、野菜、生乳：農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの)
(豆腐、納豆：小売価格を指数化したもの)



資料：農産物総合、米、野菜、生乳は農林水産省「農産物価統計（2020年基準）」を基に作成
豆腐、納豆は総務省「消費者物価指数（2020年基準）」を基に作成

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要（抜粋）



背景

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行**、我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直す**とともに、**関連する基本的施策を定める**。

法律の概要（抜粋）

食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
- ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図る**ことで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持が図られなければならない旨**を規定。
- ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨**を規定。

(2) 基本的施策として、

- ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、**農産物・農業資材の安定的な輸入の確保**（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
- ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進**（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における**需要の開拓**の支援等）
- ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。

食料システムを通じた食料の持続的な供給

【直面する課題】

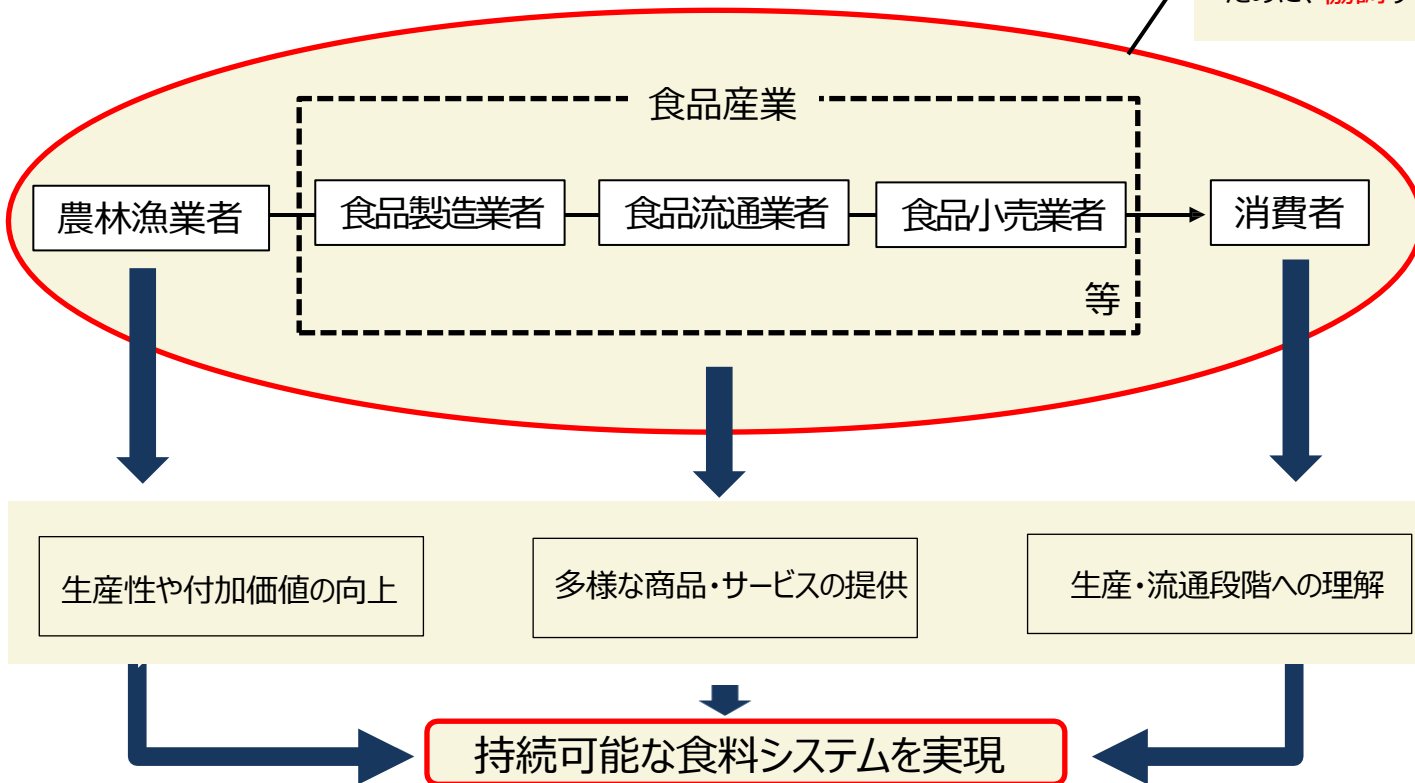
原材料価格の高騰や急速な円安の進行など、農業・食品産業の事業環境が急激に変化。

【考え方】

食品の生産から消費までの各段階の関係者を通じて、持続的に供給できるよう協調。

【目指すべき食料システムの姿】

消費者の理解の下、食料システムの持続性を確保するために、協調することが必要。



食料システム法の概要 (食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律)

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

○ 題名

「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。

○ 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

(1) 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本方針を策定（(2)および(3)の活動の意義及び目的、基本的事項等）。

(2) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成し、農林水産大臣が認定。

- ① 安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
- ② 流通合理化事業活動（流通の効率化、付加価値向上等）
- ③ 環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
- ④ 消費者選択支援事業活動

（持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等）

※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

(3) 地方公共団体、一般社団法人等、(2)の事業活動を連携して支援しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣が認定。

〈支援措置〉

(2)の計画：日本政策金融公庫による長期低利融資

農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用等

（このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例を措置）

(3)の計画：補助金等で整備された施設等の有効活用 等

2 食品等の取引の適正化

(1) 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化に関する基本方針を策定。

(2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
- ② 持続的な供給に資する取組（商慣習の見直し等）の提案があった場合、検討・協力。

(3) 農林水産大臣は、(2)①、②に関する事業者の行動規範（判断基準）を、基本方針に基づき省令で策定。

(4) 農林水産大臣は、(3)の判断基準を勘案し、次の措置を実施。

- ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。）
- ※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

(5) 農林水産大臣は、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を省令で指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を、基本方針や省令に基づき認定。

令和7年10月1日施行

令和8年4月1日施行

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。

ただし、次の行為については、施行の日前でも実施が可能
・ (1)の基本方針の策定、(3)の判断基準の策定、(5)のうちの飲食料品等の指定
・ (5)のうちの団体の認定に係る準備行為

食品等の取引の適正化 (全体像)



食料システム法による合理的な価格形成の促進（食品等の取引の適正化措置の全体像）

食品等の取引の適正化に関する基本方針（法第33条）

○ 取引適正化を推進する意義、判断基準の策定に係る考え方、コスト指標作成団体が果たす役割等を農林水産大臣が定める

飲食料品等の取引の適正化

食料の価格は需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本

飲食料品等の取引

売り手

買い手

取引における**努力義務**（法第36条）

- ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求め、**協議の申出**があった場合、誠実に協議
- ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**

取引条件の協議においてコスト指標を合理的な根拠のあるものとして活用することが可能

努力義務の実施状況を判断するための基準（判断基準）（法第37条）

- ⇒ 基本方針に基づき**省令**で策定
 - ・ 協議の速やかな開始
 - ・ 協議における公表資料の尊重
 - ・ 検討結果の説明 等

指定飲食料品等（米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳(成分調整牛乳を除く。))

飲食料品等のうち、取引において、通常費用を認識しにくい品目を**省令で指定**（法第41条第1項）

基本方針に基づき、**コスト指標作成団体**を農林水産大臣が**認定**（法第42条第1項）

認定団体が**コスト指標**を作成・公表

実効性の確保

情報提供
措置の実施

農林水産大臣

情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査により、**情報収集・状況把握（フードGメン）**

判断基準に基づき確認

適切な実施を確保するため必要な場合、**指導・助言**（法第38条）

実施状況が著しく**不十分な場合**、**実態の改善を勧告**（法第39条第1項）※

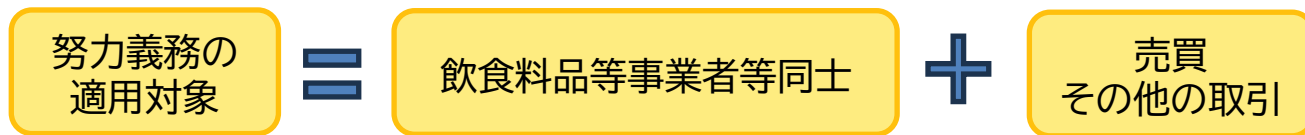
勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表（法第39条第2項）

公正取引委員会への通知

※ 報告徴収・立入検査を実施。

努力義務の適用対象①

- 食料システム法における努力義務は、取引を行う人とその取引の内容によって適用対象となるか判断される。
- 適用対象は、飲食料品等事業者等同士で行う、飲食料品等の売買その他の取引



対象者

飲食料品等事業者等とは、

- ① 飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者
- ② 飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者 を合わせた総称

※ 製造、加工、流通又は販売の事業を行う者とは、営利目的かどうかは問わず、外形的に製造、加工、流通又は販売を行っている場合は対象となる。

飲食料品等の定義

食品等のうち、①飲食料品及び②その原料又は材料として使用されるもの(農林水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。)(食料システム法第2条第10項)

①飲食料品



そのまま又は調理して食べるもの

②飲食料品の原料又は材料として使用されるもの



こんにゃく芋(こんにゃく粉)や茶葉、生乳など

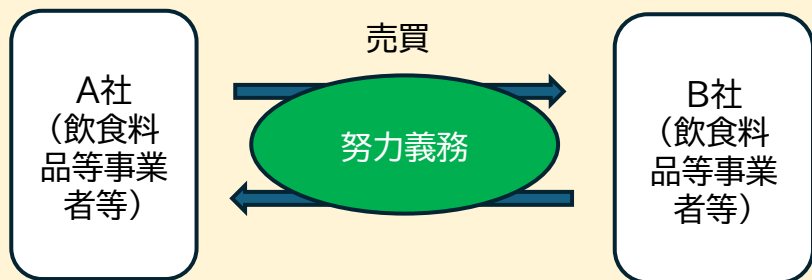
努力義務の適用対象②

対象取引

食料システム法の努力義務の適用対象となる取引は、飲食料品等の「売買その他の取引」

飲食料品等の売買

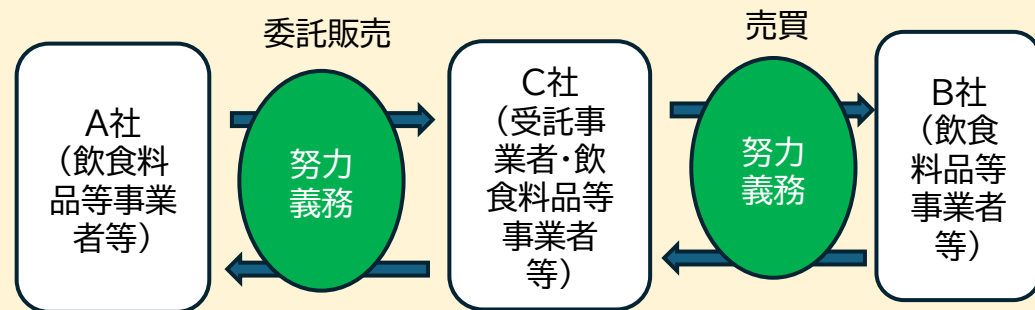
飲食料品等事業者等同士で直接売買を行う取引形態を指す



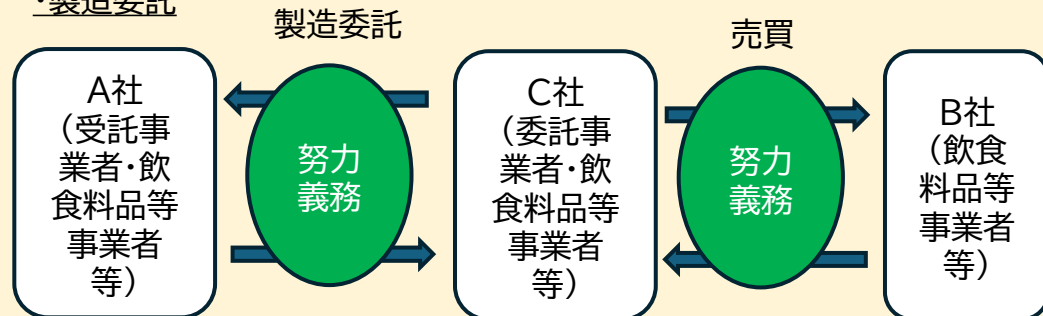
その他の取引

その他の取引には、飲食料品等の委託販売や製造委託を含む

・委託販売



・製造委託



※ 当事者間で取引条件の協議の余地がない取引(競りや入札等)については、実質的に、取引条件に係る誠実協議に関する努力義務に対する指導等の適用対象外となる。



判断の基準となるべき事項について

○ 食料システム法においては、食品の持続的な供給を図るため、農林漁業者・食品等事業者に対し、取引における**2つの努力義務を措置**。

- 〈努力義務①〉 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
- 〈努力義務②〉 取引の相手方から**商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

○ 努力義務が果たされているかを判断する基準として、事業者の具体的な行動規範となる、**判断の基準となるべき事項（判断基準）**について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）等を参考に以下を規定。

取引条件に係る誠実協議	商慣習等に係る検討・協力
<p>① 協議の速やかな開始 取引の相手方から、取引条件に関する協議の申出がされた場合には速やかに協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。</p> <p>② 協議における公表資料の尊重 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、公表資料又は指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標（コスト指標）を用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。</p> <p>➤（問題となり得る具体例）公表資料やコスト指標を用いた説明に加えて過度に詳細な費用の内訳の提出を求めること</p> <p>③ 協議において取引条件の一方向的な決定を行わないこと 取引条件に関する協議にあつては、飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方向的に決定しないこと。</p> <p>➤（問題となり得る具体例）補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方向的に決定すること</p>	<p>④ 提案に対する検討・協力の速やかな開始 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力を行うこと。</p> <p>➤ 持続的な供給に資する取組の提案の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 納品期限の緩和（1/3ルールの見直し）・納品頻度（回数）の削減 ② 発注を早期に行うこと（リードタイムの延長） ③ 日付逆転品・日付混合品の納品の容認 ④ 欠品に伴う金銭的ペナルティの廃止 ⑤ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用

共通

- ⑤ 協議の申出等のみを理由とする不利益取扱いを行わないこと**
取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案のみを理由として、当該申出又は当該提案をした取引の相手方に対して、**取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。**
- ⑥ 協議等における必要な説明等の実施**
取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案に関して、その**検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。**

① 協議の速やかな開始（規則第25条第1号イ）

事例①

コスト上昇等の根拠を示して取引価格を引き上げたいという協議の申出があったが、繁忙期を理由に取り合わなかった。



事例②

協議を半年ごとに行うことで合意しており、前回の協議から半年経過したため協議の申出を受けたが、応じなかった。



Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限（期限が示されなかった場合は約1か月程度。）までに、協議を開始することが必要
- ✓ 繁忙期でどうしても対応ができない場合には、期限を延長する合理的な理由（※）を取引相手に説明し、期限を延長することについて納得を得ることが必要

（※）合理的な理由であるか否かについては、申出があった協議の内容や申出を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断

Point

- ✓ 定期的に協議したいと言われていたにもかかわらず、一方的に次回以降の協議に応じない場合には努力義務違反となりうる
- ✓ 定期的な協議を希望する飲食料品等事業者等は、協議の際に次回協議の希望時期や定期協議の希望頻度を提示し、双方で合意することが望ましい

② 資料の尊重（規則第25条第1号ロ）

事例①

公的統計等を用いて原材料価格が高騰していることを説明されたにもかかわらず、容易に算出することが困難な個別費用の内訳を説明するデータを提出しないと一切協議に応じられないと伝えた。



（すでに公的統計で説明されたけど…）
もっと細かいデータを出してくれないなら一切協議には応じません。

事例②

個別にコスト上昇分を切り出して示すことが難しい場合に、公的統計やコスト指標等を用いた説明を受けたが、合理的な根拠がないものとして扱った。



公的統計を見せられてもねえ…
あなたのところは別にコスト上がってないんじゃないの？
それしか出せないなら協議はしません。

Point

- ✓ 協議の検討をするに当たり、必要な限度において追加の情報を求めることは努力義務違反には当たらない
- ✓ 容易に算出することが困難又は提示のために調査を要するデータや、営業上の秘密に当たる詳細な費用の内訳資料の提出を求めるなど過度な負担を強いることは協議の申出に対する萎縮や協議の取り下げにもつながる行為であり、努力義務違反となりうる

Point

- ✓ 具体的な費用の内訳等を示した資料を用いた説明に対してはもちろんのこと、公的統計やコスト指標、その他客観的な事実に基づいた公表情報を用いた説明に対しても、合理的な根拠があるものとして尊重することが必要

③ 一方的な決定の禁止（規則第25条第1号ハ）

事例①

取引の相手方が補助金を受け取っていることを理由として、一方的に納品価格を引き下げる決定をした。



補助金これだけ受け取ってるんでしょ？
だったらその分安く取引してね。

事例②

委託販売の際に、受託者側から市況に応じた取引価格の提案があったにもかかわらず、委託者が、一方的に取引条件を押し付けた。（「協議の速やかな開始」の努力義務違反にもなりうる）



需要がどうかそんなのいいから！
この値段で必ず売り切ってください。

Point

- ✓ 「一方的に決定する」とは、取引当事者間双方の自由な意思に基づくことなく、取引価格等の取引条件を決定することである
- ✓ 取引の相手方の希望通りの取引価格等の取引条件で決定されなかったとしても、**実態を伴った協議の結果**であれば、一方的とは言えないため努力義務違反には該当しない

④ 商慣習の見直し等の速やかな検討・協力（規則第25条第2号）

事例①

3分の1ルールの見直しについて提案があったが、他社は3分の1ルールに則って納品してもらっていることを理由として、検討することなく取り合わなかった。



3分の1ルールを見直してほしいって…
他も3分の1ルールで納品してるんだから文句言うな。

事例②

納品頻度の低減に関する提案があり、まずは対応が可能なものについて実施することで双方が合意したが、実行に移さずに数か月が経過した。提案者から何度か確認の連絡があったが、従前どおり発注を行っている。



協力するって言ってたのに何も変わらないじゃないか！

Point

- ✓ 取引の相手方から示された期限までに、検討の結果を説明することが必要
- ✓ 期限内に対応することが難しい場合には、**期限を延長することの合理的な理由(※)**を取引相手に説明し、期限を延長することについて**理解を得ることが必要**
(※ 合理的な理由であるか否かについては、提案を受けた飲食料品等事業者等のほかの取引先数等を勘案して、農林水産省が総合的に判断)
- ✓ 検討の結果を踏まえ、提案内容のうち**対応が可能なものについては、双方が合意した期限までに提案の内容に沿って行動することが必要**



⑤協議の申出等のみを理由とした不利益な取扱いの禁止（規則第25条第3号イ）

事例

今までは言い値で取引(購入/販売)ができていたのに、取引価格の協議の申出をしてきたので、申出をするなら取引を止めると示唆して、申出を取り下げさせた。



取引価格上げてほしいとか
いうならもうこれ以上取引
しないよ？

Point

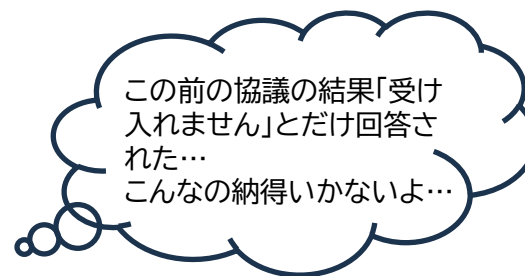
- ✓ 「不利益な取扱いを行わないこと」とは、協議の申出等をきっかけに取引の相手方の利益を不当に害しないことである
- ✓ 取引条件の協議の結果、飲食料品等の価格を上げることによって、販売数量が減少する見込みであることを理由とした取引数量の削減等については、努力義務違反には当たらない



⑥ 協議の申出等の検討結果の説明（規則第25条第3号ロ）

事例

取引価格を上げたいと根拠を示して協議の申出があったが、社内で検討した結果、据え置きとすることに決定したので、取引の相手方に対して、受け入れ不可の旨のみ回答した。



Point

- ✓ 協議の検討結果については、ただ受け入れ可否を回答するだけでなく、受け入れられない取引条件等については、その理由を合理的な根拠とともに説明することが必要
- ✓ 受け入れられない場合には、協議の内容に関する懸念点を説明することで新たな条件での提案を促すことや、市場の状況を説明することで受け入れやすい最適な時期に改めて協議の申出等を行うよう示唆することが必要

食品等の取引の適正化 (コスト指標関係)



コスト指標の作成・活用

指定飲食料品等の指定

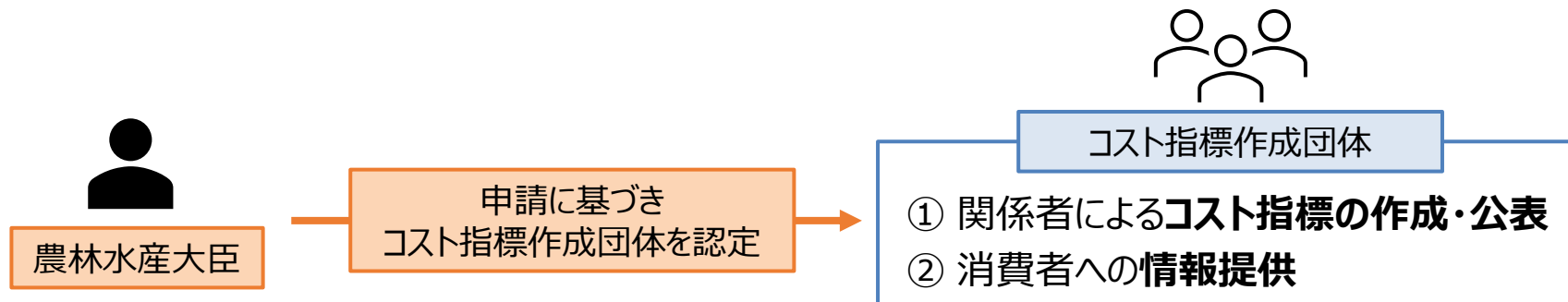
農林水産大臣は、事業者間の売買その他の取引において、その持続的な供給に要するコストについて認識しにくいものを、農林水産省令で指定。

○令和8年4月1日施行の農林水産省令で指定飲食料品等に指定される品目

- ・ 米穀
- ・ 野菜
- ・ 豆腐
- ・ 納豆
- ・ 飲用牛乳（成分調整牛乳を除く。）

コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、認定を受けた団体がコスト指標※の作成・公表を行い、コスト指標は事業者間の取引条件の協議において活用することが可能。



※ コスト指標は、持続的な供給に要する費用（生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用）を示す指標であり、通常の取引において費用が認識しにくい飲食料品等（指定品目）を対象に作成される。





品目ごとのコスト指標の作成方針及び団体の調整状況

	団体の組成状況	団体における作成方針
米	<p>(公社)米穀機構 (4/1団体認定) 米穀機構内に、「コスト指標作成等委員会」を設置 (議長：日本大学 西川教授)</p> <p>【参加団体】 生産・集出荷団体、卸売団体、小売団体 等</p>	<p>4/7コスト指標公表済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表性のある標準的な指標 (全国平均) を1つ作成 ・規模別の作付面積が最も多い階層 (1.0～3.0ha未満)を代表性のある作付規模とし、その生産費を使用 ・家族労働費については、「毎月勤労統計」の5～29人規模の事業所における全産業・全国平均の一般労働者 (パートタイム除く) の単価を適用。 ・地域別・地帯別の作成は、各産地の実情を踏まえ、それぞれの産地で対応を検討
野菜	<p>野菜コスト指標作成協議会を任意団体として設立予定 (野菜のコスト指標作成のための準備会合をこれまでに4回開催し、議論)</p> <p>【参加団体】 生産・集出荷団体、卸売団体、仲卸団体、加工団体、小売団体 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、供給量 (出荷量) の多い生鮮用のばれいしょ、たまねぎ、キャベツ及びカットキャベツから検討を進める。
豆腐・納豆	<p>製造段階の3団体 (納豆連、全豆連、日豆協)を中心に、豆腐・納豆コスト指標作成協議会を任意団体として設立予定</p> <p>【参加団体】 大豆の生産・集出荷団体、豆腐・納豆の製造団体、卸売団体、小売団体 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・豆腐はカット豆腐と充填豆腐の2つ作成 ・納豆は1つ作成
(成分無調整牛乳) 飲用牛乳	<p>飲用牛乳のコスト指標作成推進会議 (4/17団体認定) (代表：Jミルク)</p> <p>【参加団体】 生乳の生産・集出荷団体、飲用牛乳の製造団体、小売団体 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低価格帯と高価格帯の2つ作成 ・都府県の50～100頭規模の全算入生産費を使用 ・乳価交渉の開始時期に合わせて、特に乳業と小売との交渉での活用を視野に、10月にコスト指標を公表する見込み。

米のコスト指標

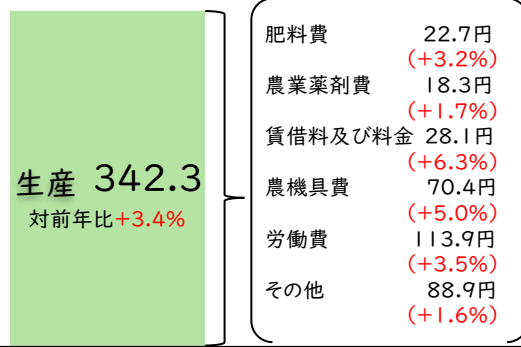
出典：(公社)米穀安定供給確保支援機構「米のコスト指標（令和8年4月7日）」



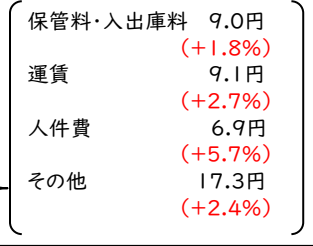
(円/玄米1kg)(税込)
(玄米から精米の歩留まりを0.9とする)

【令和8年4月時点】

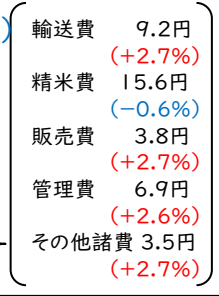
生産段階のコスト指標
(20,535円/玄米60kg)



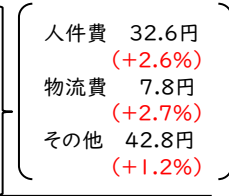
集荷段階のコスト指標
(2,539円/玄米60kg)



卸売段階のコスト指標
(2,346円/玄米60kg)



小売段階のコスト指標
(4,992円/玄米60kg)

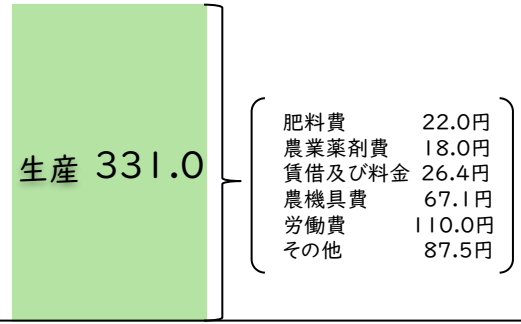


4段階(生産~小売)の合計は、506.9円/玄米1kg
→精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,816円/精米5kg」

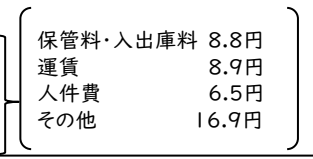
(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

【令和7年4月時点】

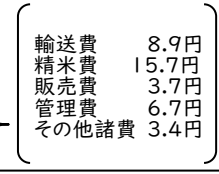
生産段階のコスト指標
(19,860円/玄米60kg)



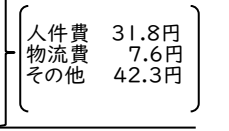
集荷段階のコスト指標
(2,469円/玄米60kg)



卸売段階のコスト指標
(2,315円/玄米60kg)



小売段階のコスト指標
(4,902円/玄米60kg)



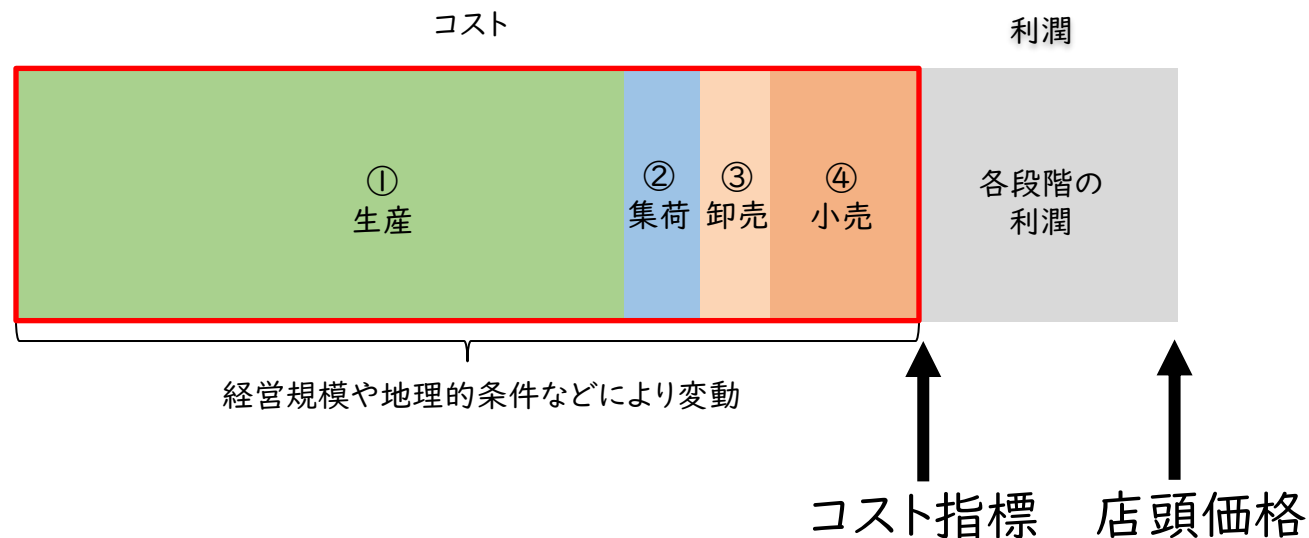
4段階(生産~小売)の合計は、492.4円/玄米1kg
→精米換算すると、4段階合計のコスト指標は「2,736円/精米5kg」

(注)コスト指標はコストの積み上げであり、利潤を含まない等、取引価格を示すものではない

コスト指標と取引価格の違い

出典：(公社)米穀安定供給確保支援機構「米のコスト指標（令和8年4月7日）」

- コスト指標はコストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。
- コスト指標は取引において参照される指標であるが、実際の取引においては、需給状況や品質評価が適切に反映され、利潤やブランド力も踏まえて当事者間で価格を決定。
- 必要に応じて各産地においてコスト指標を参考に個別のコストを整理・提示し、交渉が行われることを想定。



※ 各段階の利潤の実績値については、中小企業庁等の政府調査の結果、業界団体が公表するデータ等を参照されたい。

- 食料の価格は、**需給事情や品質評価が適切に反映**され、**当事者間で決定**されることが基本。
- コスト指標は、**持続的な供給に要する費用**(生産、製造、加工、流通又は販売といった各段階において食料の供給に要する費用)**を示す指標**であり、飲食料品等の事業者の努力義務である誠実な協議を促進するために、通常取引において**費用が認識しにくい飲食料品等(指定品目)**を対象に作成されるもの。

(注意点)

- × 認定された民間の団体が作成するコストの指標であり、取引の協議に当たり活用可能なものであるが、**「国が認めた最低取引価格」といったものではない。**

(参考)

Q コスト指標を下回る価格で取引が行われた場合、フードGメンによる指導・助言等の対象になるのか。

A 取引価格がコスト指標の水準を下回ったからといって、直ちにフードGメンによる措置の対象となるものではない。

また、コスト指標を合理的な根拠があるものとして尊重し協議をした結果、取引の相手方の希望どおりの取引価格や取引条件で決定されなかったとしても、実態の伴った協議の結果であれば、努力義務違反には当たらない。

米の持続的な供給のために消費者等に知ってほしいこと

出典：(公社)米穀安定供給確保支援機構
「米のコスト指標（令和8年4月7日）」

○各段階の役割とコスト



①生産段階

稲を栽培して収穫、出荷。
労働費、農機具費、燃料費、肥料費、農薬費等



②集荷段階

集荷（委託・買取）した米を検査、保管し、卸売業者等に販売。
保管料・入出庫料、運賃、人件費等



③卸売段階

集荷業者等から仕入れた米を精米し、検査等を行い、全国のスーパーやレストラン、外食等へ販売。
輸送費、精米費、販売費、管理費等

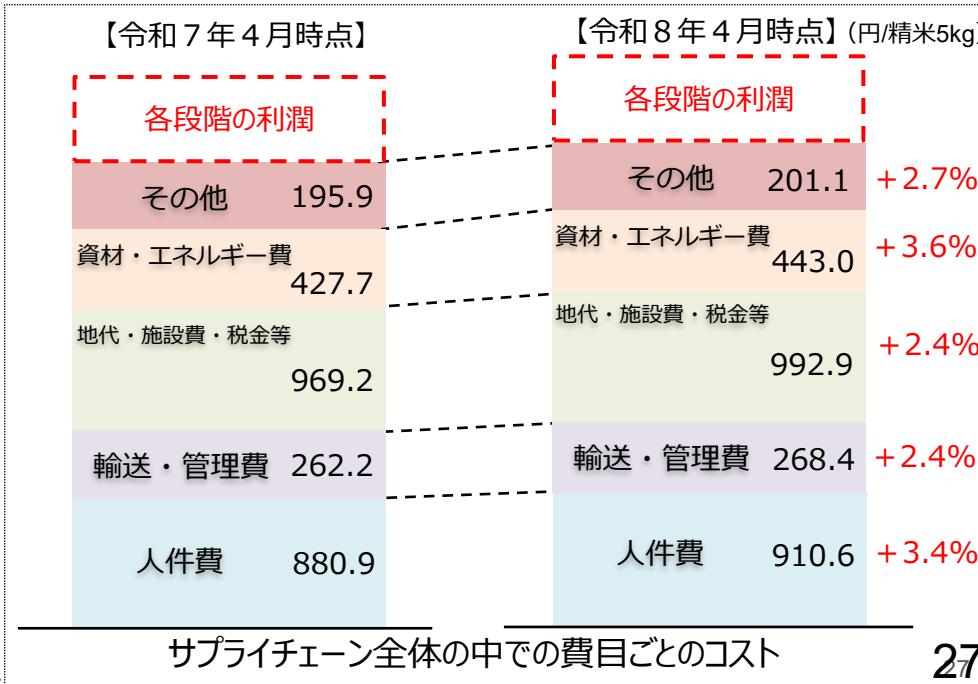
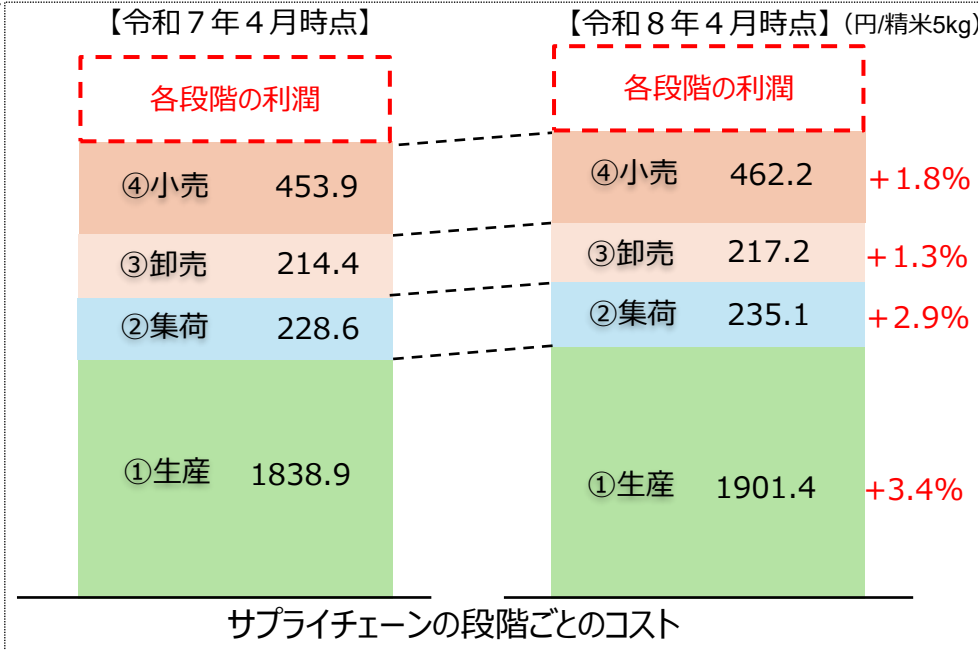


④小売段階

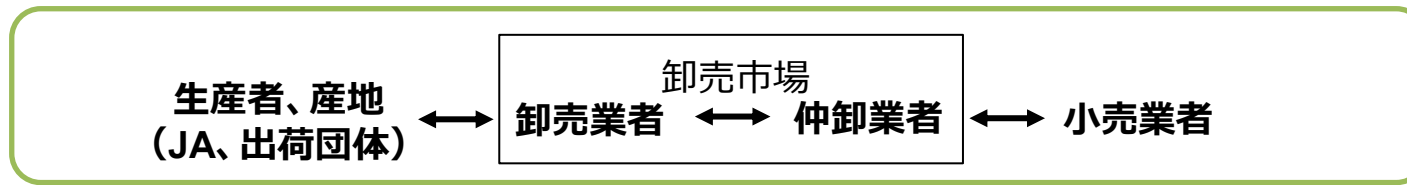
精米・袋詰めされた米を店頭販売。
人件費、物流費、水道光熱費等



コスト指標

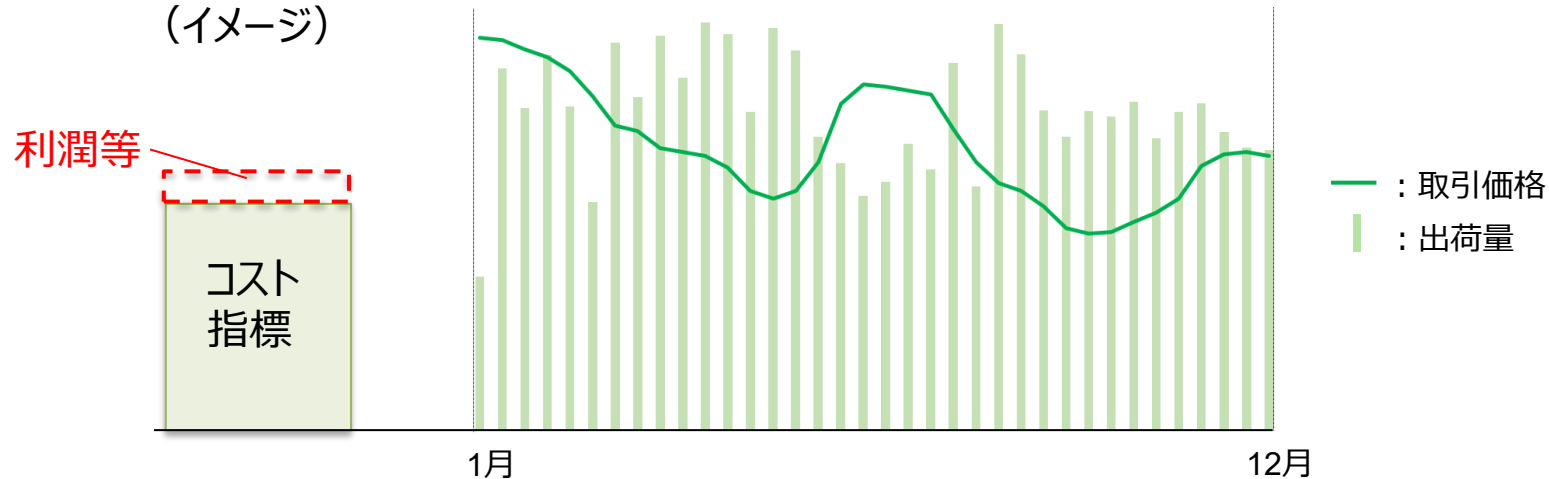


市場取引におけるコスト指標の活用イメージ (案)



- 市場開設者は、コスト指標をHPや場内掲示により公表。
- 日々の市場取引においては、市場の価格形成機能により、その時々需給や品質に応じて取引価格が決定される。
- 日によっては、取引価格がコスト指標を参考に自らの条件や利潤等を加味して交渉した取引条件を上回ることもあれば、下回ることもある。

(イメージ)



- 一方、取引価格がコストを恒常的に下回っている場合、当該品目の持続的な供給に支障が生じる可能性。

- 産地と卸売業者が、**出荷シーズン前に行う産地の出荷会議等で、価格・数量等の条件協議を行う際にコスト指標を活用し**、相場・出荷量・在庫量等についても検討。
- 仲卸業者、小売業者も、こうした会議等の場に積極的に参加。

飲食料品等の取引の適正化に関する実効性の確保

- 食料システム法に基づく措置の実施（令和8年4月以降）に先立ち、令和7年10月から、**フードGメンの配置、情報受付窓口の設置、食品等取引実態調査**を実施。
- 制度の実行性を確保するため、令和8年中には**フードGメンを42名まで増員**予定。

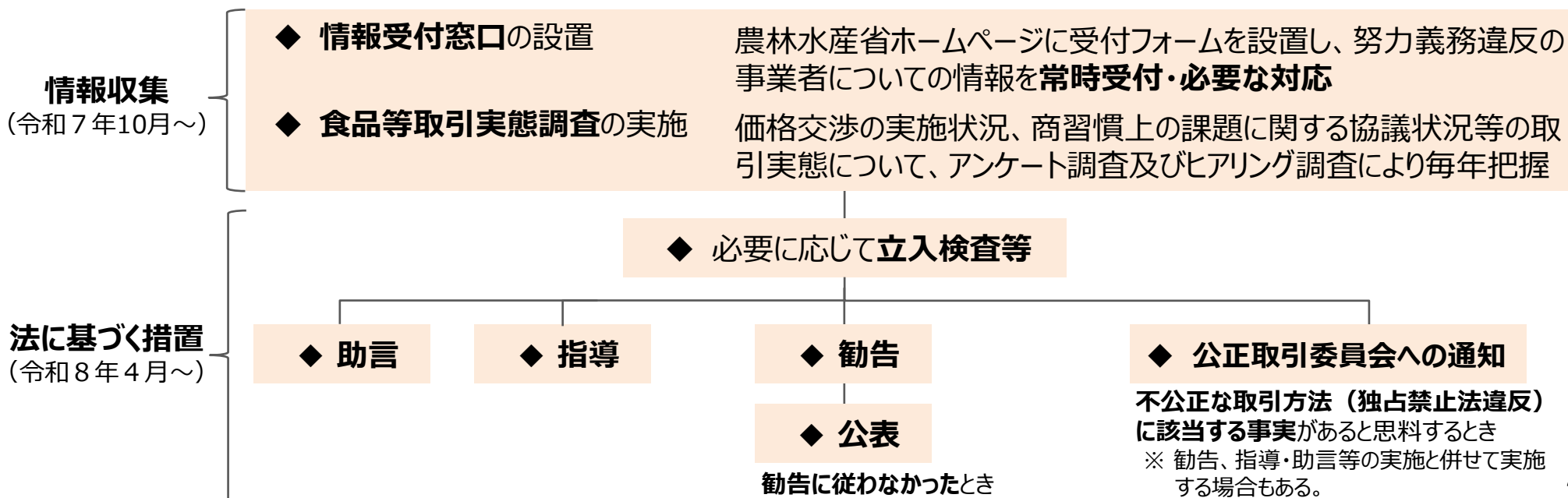
1 体制整備

◆ フードGメンの配置数

	本省	地方農政局等		合計
	常勤	常勤	非常勤	
令和7年10月1日	2名	16名	—	18名
令和8年度	2名	24名	16名	42名

注：令和8年10月1日～令和8年4月1日～の間に、地方農政局等常勤に8名増員、非常勤に16名新規採用済み。

2 指導、勧告等の措置の流れ



そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



- コスト指標の使い方によっては、食料システム法や独占禁止法等に違反するおそれがある。
- 問題となる事例をよくご確認ください、正しい使い方を使うことが重要。

買い手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

取引価格の決定に当たり、買い手側が売り手側のコストの事情等を考慮せずに、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例①

売り手側から、実際にかかっているコストをもとにコスト指標よりも高い価格での取引を希望されたが、売り手側のコストの事情等を一切考慮することなく、コスト指標を根拠に**一方的に取引価格を決定した。**



こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



売り手側によるコスト指標を基準とした一方的な取引価格の決定

コスト指標はあくまでコストを説明する際の参考であるにもかかわらず、コスト指標を基準とした価格での取引を一方的に押し付ける。

事例②

売り手側が買い手側に対して、コスト指標を基準に「〇〇円以下での販売は認めない」などと、**買い手側の販売価格を指示した。**

(売り手が示した希望価格で売り手に代わって販売するときに、売れ残りなどのリスクを売り手が負担しない場合も含む)



コスト指標がこの価格なんだから、〇〇円以上で絶対に売ってね。もし売れ残っても引き取らないからね。

こういった行為は、**食料システム法の努力義務違反(一方的な取引価格の決定)**に該当するおそれがあります！(※)

(※) 食品等の取引に関し、優越的地位の濫用や再販売価格の拘束などの「不公正な取引方法」(独占禁止法第2条第9項)に該当する事実があると思料される場合は、農林水産省から公正取引委員会に通知するものとなっています。

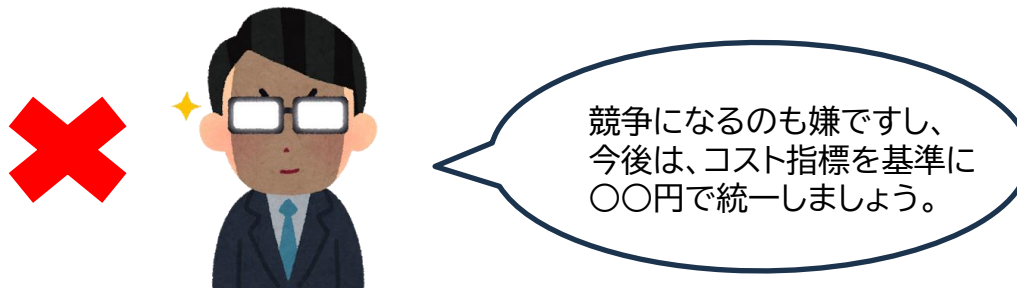


コスト指標を基準とした同業者間の価格に関する合意形成等

- 事業者団体がその構成事業者に対し、コスト指標を基準とした価格の決定を強制する。
- コスト指標を基準として同業者間で価格に関する合意を形成する。

事例③

- コスト指標を参考としつつも、実際の取引条件は取引当事者間の協議の結果決定されるものという原則を無視し、事業者団体に属する事業者に対して今後の取引価格については**必ずコスト指標を基準とした価格を最低ラインとするよう強制した**。
- コスト指標を基準として、競争を避けるため当該品目に関しては「〇〇円で取引をしよう」と**同業者間で決定した**。



こういった行為は、事業者間で行われる行為については**不当な取引制限(独占禁止法第3条)**、事業者団体が行う行為については**一定の取引分野における競争の実質的な制限(同法第8条1号)**又は**構成員事業者の機能又は活動の不当な制限(同条4号)**に違反するおそれがあります！

そのコスト指標の使い方、法律違反かも！？



同業者間の利潤に関する合意形成

コスト指標を基準とした取引条件の設定において、乗せる利潤について事業者間で合意を形成する。

事例④

実際の取引条件の協議の場では、コストの積み上げであるコスト指標に加えて、利潤やブランド力を加味して交渉することが必要であるが、利潤の部分について事業者間で決定して、価格の共通の目安を作った。



こういった行為は、不当な取引制限(独占禁止法第3条)に違反するおそれがあります！

令和7年度 食品等取引実態調査





令和7年度食品等取引実態調査の概要

✓ アンケート調査

- 調査期間：令和7年10月10日～11月30日
- 調査方法：無作為抽出2万者（郵送）、農水省HP
- 回答方法：WEB回答、一部優良事例はヒアリング調査
- 有効回答：3,844者（対象取引と回答者数は下表）

BtoB 販売	BtoB 調達	BtoC 販売
3,281	1,258	2,069

注：複数の取引で回答いただいた者があるため、有効回答数と合計が一致しない

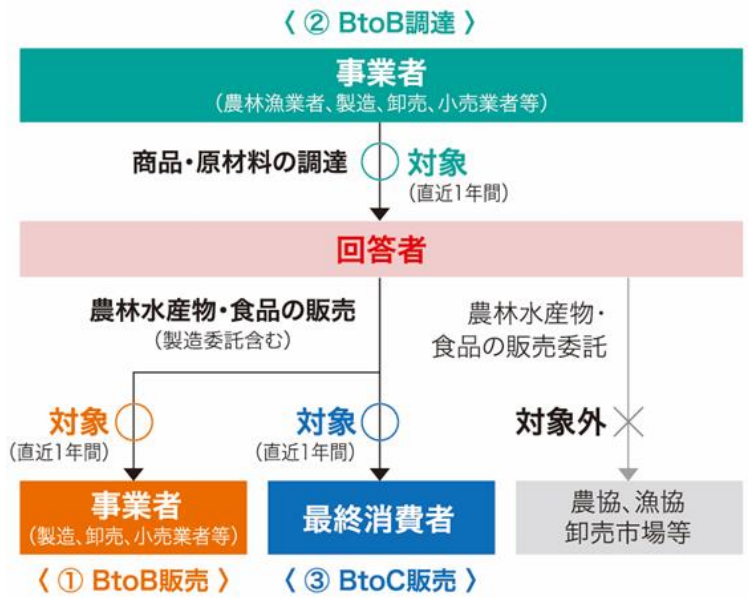
✓ ヒアリング調査

- 調査期間：令和7年10月1日～令和8年1月23日
- 調査方法：フードGメン等によるヒアリング（対面、WEB）
- 実施件数：174者

農林漁業者	卸売市場関係者	食品製造事業者	食品卸事業者	小売事業者	外食・給食事業者	物流事業者
24	34	53	18	18	22	5

調査内容：右上図の①～③（販売委託を除く）の取引について、コスト把握、コスト上昇の状況、取引条件に関する協議の状況、価格転嫁の状況、取引において負担と感じる商慣習、取引における優良事例等

※ ヒアリング調査では、物流、デジタル化、環境配慮の取組等も聴き取り

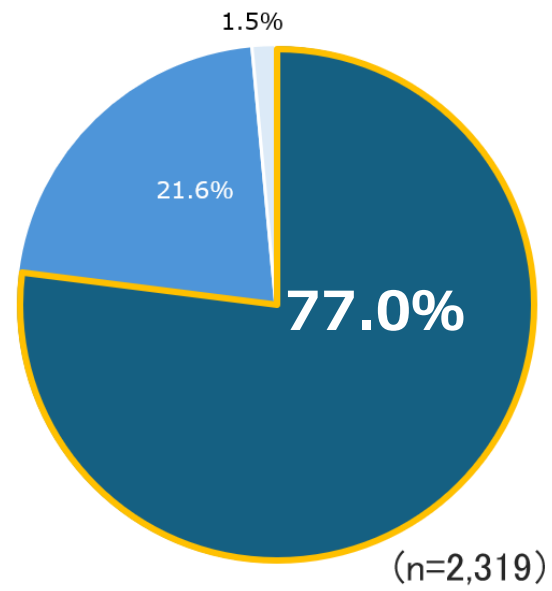




結果① BtoB販売

- 取引先へ価格交渉を申し入れ、速やかに協議が行われた割合は、77.0%。
- ➡ 一方で、協議が行われたものの、速やかでなかった旨の回答も21.6%、さらに再三の要請でようやく交渉が実現したとの回答も1.5%あるなど、速やかな協議の実施が依然として課題であることが窺える。
- 価格交渉において、値上げの根拠を提示して交渉を行ったものは、69.6%。

価格交渉に係る協議実施のスピード



※「価格交渉を申し出て、価格交渉が行われた。」と回答した者に尋ねた設問。

■ 取引先は速やかに価格交渉に係る協議に応じた。

■ 取引先は速やかでないものの価格交渉に係る協議に応じた。

■ 取引先は速やかに価格交渉に係る協議に応じてくれなかったため、当社からの再三の要請で、価格交渉が実現した。

取引先に対する値上げ根拠の提示状況

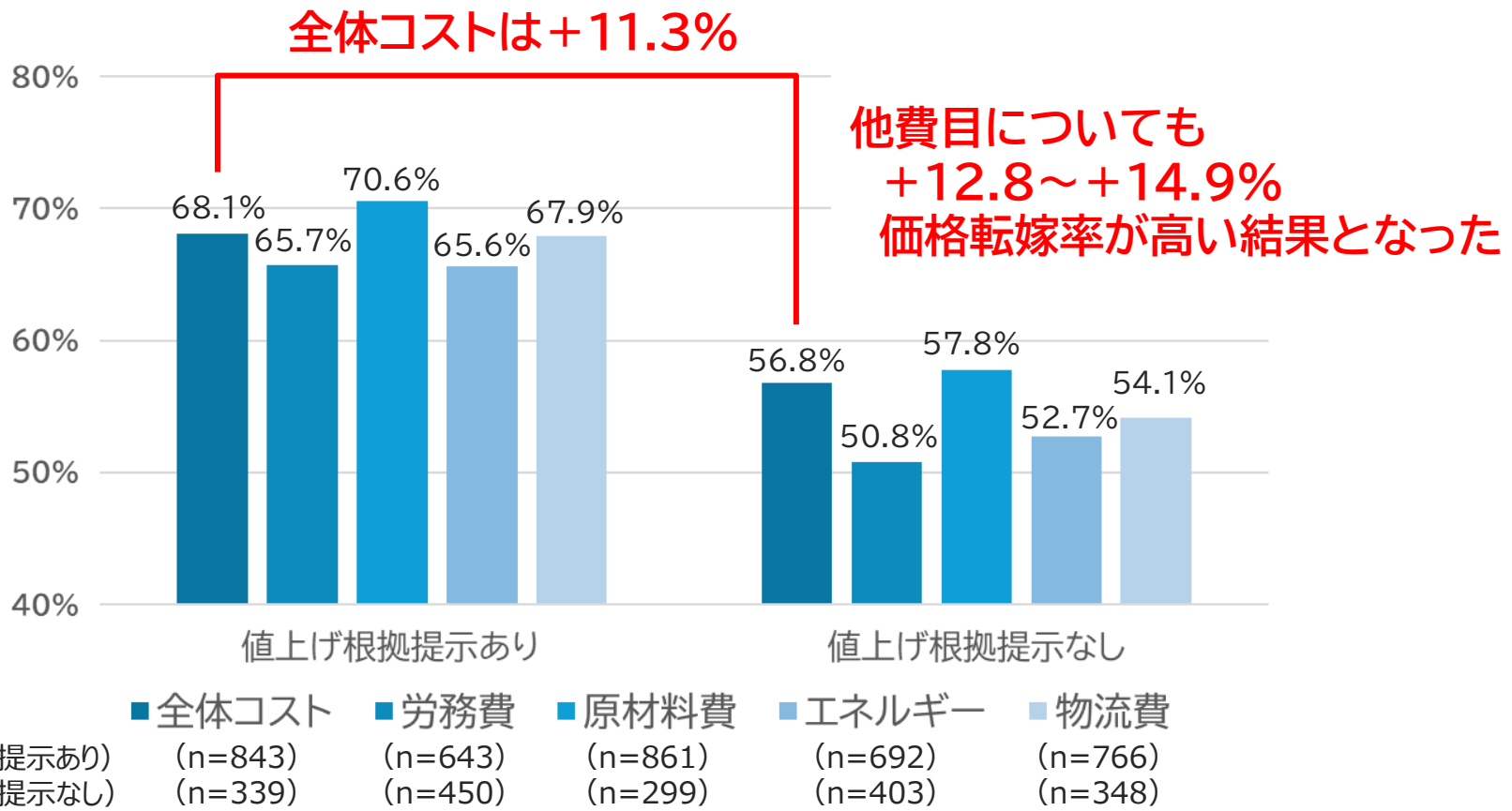
回答者の業種	全体コスト
農林漁業者(n=179)	67.0%
卸売市場関係者(n=60)	60.0%
食品製造事業者(n=756)	72.5%
食品卸事業者(n=197)	68.5%
小売事業者(n=32)	59.4%
外食・給食事業者(n=22)	40.9%
総計(n=1,248)	69.6%

※自社コストについて「詳細コストを把握」と回答した者に尋ねた設問。



結果① BtoB販売

- ・ 値上げ根拠を取引先に提示しない場合の価格転嫁率は56.8%であったが、提示した場合は68.1%と1割程度高くなった。
- ➡ 具体の根拠を示して交渉することが有効であることが窺えるので、交渉の前段階として、自らのコストを把握することも大事である。



※自社コストについて「詳細コストを把握」と回答した者に尋ねた設問。



結果② BtoB調達

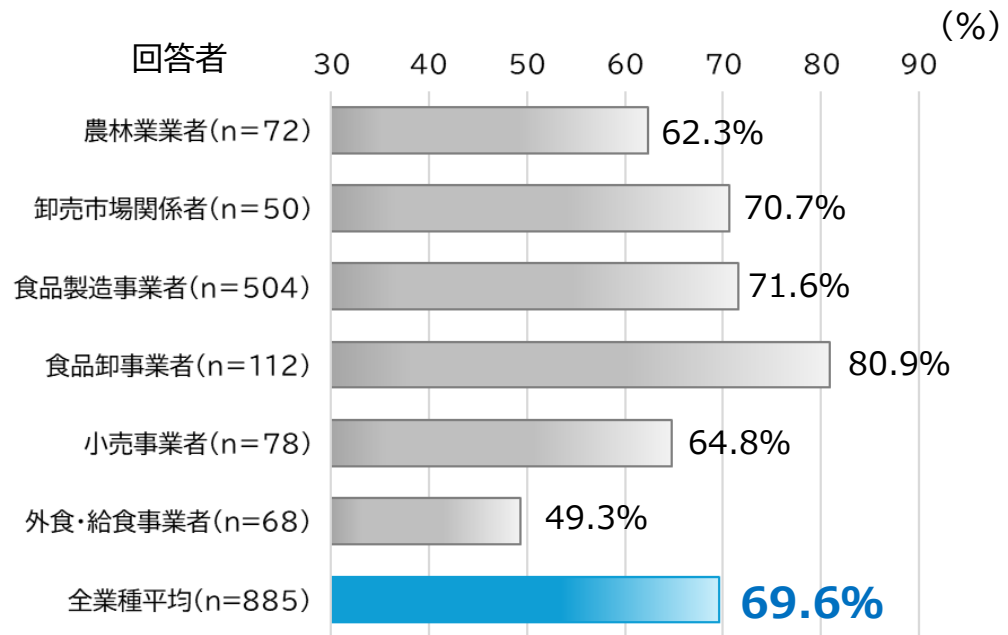
- ・「調達先から価格交渉の申し出があった」と回答したのは、70.7%で、大多数の者（99.4%）が「申し入れに応じる形で価格交渉を行った」と回答した。
 - ・ 調達先から申し出があった値上げ分に対する反映率は、69.6%であった。
- ➡ 反映が難しい業種など、その背景や理由をヒアリング調査などで深掘し、施策に活かしていく。

調達先からの価格交渉の申し出状況

調達先の業種	調達先からコスト上昇を理由に価格交渉の申し出があった。
農林漁業者(n=294)	60.2%
卸売市場関係者(n=213)	66.2%
食品製造事業者(n=389)	83.3%
食品卸事業者(n=238)	76.5%
小売事業者(n=59)	50.8%
外食・給食事業者(n=24)	41.7%
総計(n=1,258)	70.7%

このうち99.4%が「調達先からの価格交渉の申し入れに応じて、価格交渉が行われた」と回答した。(n=890)

調達先から提示のあった値上げ分に対する反映状況



※反映率は10%刻みで設定した各階層（12階層）の中央値（100%超は100%、マイナスは0%で計算）と回答数から加重平均で算出した。



結果③ BtoC販売

- ・ 消費者への販売におけるコスト上昇分に対する価格転嫁率は40%未満との回答割合が23.8%であった。
 - ・ 販売価格に転嫁できなかった理由として、売上又は数量の減少への懸念が60.7%と最も多かった。
- ➡ 食品等の持続的な供給の実現には、消費者理解が重要であり、農水省が展開するフェアプライスプロジェクトなど、取組を推進していく必要。

価格転嫁の状況	%
コスト上昇分を超えて販売価格を上げることができた。(転嫁率100%超)	6.7%
コスト上昇分を全て価格転嫁できた。(転嫁率100%)	8.8%
コスト上昇分をほぼ価格転嫁できた。(転嫁率70%以上100%未満)	19.4%
コスト上昇分をある程度価格転嫁できた。(転嫁率40%以上70%未満)	26.3%
コスト上昇分をあまり価格転嫁できなかった。(転嫁率10%以上40%未満)	15.9%
コスト上昇分をほぼ価格転嫁できなかった。(転嫁率10%未満)	7.9%
コスト上昇分を企業戦略的に価格転嫁しなかった。(価格据置)	8.8%
コスト上昇分を価格転嫁できたか分からない。	6.2%

23.8%

(n=2,069)

価格転嫁できなかった理由として、「商品の売上又は売上数量が減少してしまう懸念があったから（売上への影響）」が最も多い回答であった。(n=675)



結果④ 取引上の商慣習における課題等

- 取引価格以外で、経営上の支障・過剰な負担となっていると感じている商慣習として、短いリードタイム（短納期発注）や厳しい納品期限（3分の1ルール等）の回答が多かった。

課題（商慣習）	A		B		B÷A	
	負担になっている課題 （複数回答可）		最も負担になっている課題 （単一回答）		負担になっている課題のうち最も負担となっていると感じている割合（※）	
短い納品リードタイム（短納期発注）を求められる。		41.5%		26.1%		62.8%
厳しい納品期限（3分の1ルール等）を求められる。		30.0%		15.0%		50.2%
日付逆転品の納品禁止等厳しい納品条件を求められる。		27.1%		6.4%		23.8%
合理的根拠なく、センターフィーや受発注システムの使用料等を求められる。		17.4%		8.6%		49.4%
見積り時と異なる小ロットでの対応を求められる。		15.3%		5.2%		33.8%
日付混合品の納品禁止等厳しい納品条件を求められる。		14.6%		1.8%		12.0%
先方の都合で納品後に返品される		13.2%		4.4%		33.3%
欠品に伴う金銭的ペナルティ等を求められる。		6.1%		2.2%		37.1%
過度な情報開示を求められる。		5.7%		2.1%		37.9%
支払いが約束した時期よりも遅い。		5.4%		4.0%		74.5%
先方の都合で受領拒否が行われる。		5.1%		1.3%		25.0%
従業員派遣等、労務の提供を求められる。		4.6%		1.9%		40.4%
商品購入やサービス利用を強制される。		2.6%		1.0%		37.0%
手形等、現金以外の方法でしか支払ってくれない。		2.0%		1.4%		70.0%
その他		20.5%		18.7%		91.0%

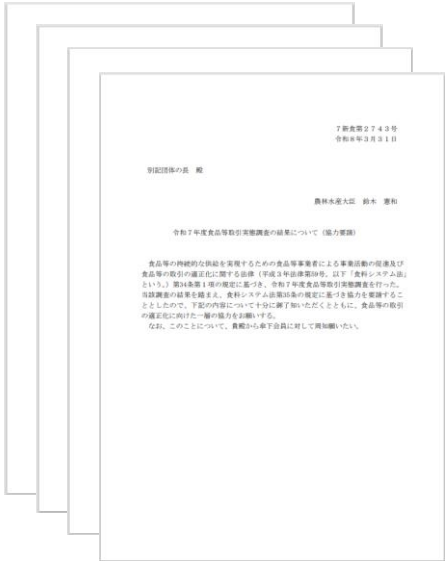
(n=1,024)



令和7年度食品等取引実態調査の結果について（協力要請）

令和8年3月31日付で農林水産大臣から食品関係事業者の皆様宛に協力要請を发出

- (1) 食料システム法に基づく食品等の取引の適正化
 - **努力義務を確実に果たす**よう、「努力義務・判断基準ガイドブック」を参照する。
 - 取り扱う飲食料品等の**供給のために要する費用を自ら把握**することに努める。
- (2) 食品等の取引の適正化に関する**ガイドラインの活用**
- (3) 物流効率化に向けた取組の推進
 - 物流機能の確保の重要性や業界の取組について認識を共有し、**食料システム法も踏まえて検討及び協力**を行っていただきたい
- (4) 令和8年度食品等取引実態調査に対する協力
 - アンケート調査は7月～9月の実施を予定、郵送及び団体経由の周知依頼



消費者理解の醸成



- 持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝える「フェアプライスプロジェクト」を通じて、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。
- コンセプト「売る人にも、買う人にも、育てる人にも。フェアでいい値を、考える。」

これまでの取組内容

値段のない スーパーマーケット

食品スーパーを模した会場で、消費者がコストなどの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を手に取り、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える消費者参加型イベント(総来場者数:9,886名)



東京駅前のKITTE丸の内内で実施

動画の発信

生産現場の窮状や、小売段階において販売価格の決めることの難しさなど、食品の生産・製造・流通の実情への理解を広げるため、各種動画コンテンツにより広く発信（動画数:32本）



生産現場の窮状、こうした状況に対応策を講じる頑張りなどの生産者の生の声を発信したインタビュー動画



生産と消費の間を繋ぐ食品スーパーを舞台に、食品の価格を決めることの難しさを描いたドラマ仕立ての動画



親子等向けに食品の値上げ等の背景を伝える、アニメ作品『あはれ！名作くん』（Eテレ（2016～2022））コラボ動画

R7年度の取組内容

値段のない スーパーマーケット

昨年度好評だった「値段のない スーパーマーケット」は、以下を実施

- ・東京会場（①丸の内行幸通り、②代々木公園）
 - ①東京都味わいフェスタ(10/24～26)
 - ②ファーマーズ&キッズフェスタ2026(2/28～3/1)
- ・大阪会場 梅田駅前のOS広場(11/1～2)
- ・食育の一環として、学校での出前授業（明星中学校（東京都府中市）、焼津市立焼津中学校）

なお、Web体験版は6月に農水省HPで公開済み



値段のない 豆腐屋さん

品目を豆腐に絞り、サプライチェーン全体の流れやコストの内訳を展示から学び、体感してもらうイベント

10月9日（木）～12日（日）
東京駅前のKITTE丸の内実施

動画の発信

食料システム法により事業者間の価格交渉の現場がどのように変わるのかを伝えるドラマ（昨年度の続編）



「値段のないスーパーマーケット」～R7年度実施概要～



○ ブース内に展示されたパネル等により、消費者が、コストやその背景などの食料供給の現状について学んだ後、実際の商品を手にとって、商品ごとの「みんなにとってフェアな値段」がいくらなのかを考える、学び・体験イベント。

● 「値段のないスーパーマーケット ～みんなにとって「フェアな値段」を考えよう～」

① 東京会場（東京都主催イベント「東京味わいフェスタ」への出展）

- ・ 日程：10月24日（金）～26日（日）
- ・ 会場：丸の内会場（行幸通り・丸の内仲通り）
- ・ 来場者数：1,199名（うち値付け体験者数 381名）

② 大阪会場（単独出店）

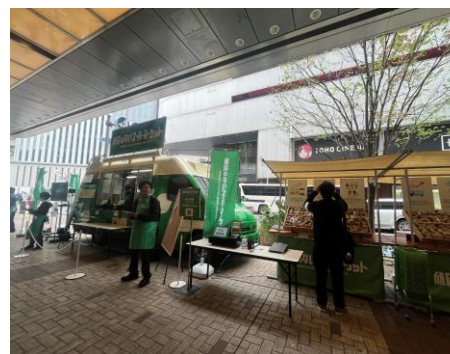
- ・ 日程：11月1日（土）、2日（日）
- ・ 会場：大阪・梅田 OS広場 イベントスペース
- ・ 来場者数：576名（うち値付け体験者数 242名）



当日の様子（東京会場）



当日の様子（東京会場）



当日の様子（大阪会場）

**値段のない
スーパーマーケット**
—みんなにとって「フェアな値段」を考えよう—

いらっしやいませ!

当店は、値段のないスーパーマーケット。
値段をつけるのは、お店ではなく、「あなた」です。
でも、ひとつだけ、お願いします。
実は今、多くの食品は、
原料費、人件費、エネルギーコスト…あらゆる価格の高騰を受けて、
これまでの値段を維持することが難しくなっています。
そんな今だから、
いつも通りの、お客さんの立場だけではなく、
食品を作る人や、売る人のことも考えて、
値段をつけてみてほしいのです。
それでは、あらためて。
みんなにとって「フェアな値段」を考える、
値段のないスーパーマーケットようこそ!

「値段のないスーパーマーケット」～体験の流れ～

① パネル展示等により、**食料供給の現状**について学ぶ

肥料は4年で1.4倍に

肥料の小売価格は2020年を100とした場合、2023年10月には147.0に達している(約4割上昇)。

出典: 農林水産省「食料安全保障戦略」

農業従事者の数は2000年から現在までで半分以上に

基幹的農業従事者(ふるん仕事として主に食料生産に従事している者)の数は、2000年には約240万人であったが、2024年には約111万人と、2000年から半数以下に減少している。

出典: 農林水産省「食料安全保障戦略」

パネル展示例

② 陳列された商品※を手に取り、自ら考えた「みんなにとってフェアな値段」をレジに入力。その値段で購入も可能。

※ 牛乳、豆腐、納豆、たまねぎ、にんじん

この商品の、売り手・買い手・作り手、みんなにとってフェアだと思う値段を入力してください

にんじん

0 (税込) 円

決定

レジ入力画面

こちらでよろしいですか?

あなたの考えるみんなにとってフェアな値段

牛乳	豆腐	納豆	玉ねぎ	にんじん
275円	106円	126円	190円	259円

入力直す 結果を見る >

レジ入力画面

レジ入力画面

③ 自ら考えた値段と 実際の小売価格の比較結果を、レシートで確認

あなたの考える みんなにとってフェアな値段	あなたの考える みんなにとってフェアな値段
牛乳 ¥XXX(税込み)	牛乳 ¥XXX(税込み)
豆腐 ¥XXX(税込み)	豆腐 ¥XXX(税込み)
納豆 ¥XXX(税込み)	納豆 ¥XXX(税込み)
玉ねぎ ¥XXX(税込み)	玉ねぎ ¥XXX(税込み)
にんじん ¥XXX(税込み)	にんじん ¥XXX(税込み)

※商品価格には消費税を含みます

あなたの考える
みんなにとってフェアな値段は
高めです。

あなたの考える
みんなにとってフェアな値段は
低めです。

牛乳	ぴったりです	牛乳	ぴったりです
豆腐	低めです	豆腐	低めです
納豆	高めです	納豆	低めです
玉ねぎ	高めです	玉ねぎ	低めです
にんじん	高めです	にんじん	高めです

出力されるレシート
〔5品目中3品目以上
「高め」又は「ぴったり」の場合〕

出力されるレシート
〔5品目中3品目以上
「低め」の場合〕

「値段のないスーパーマーケット」～実施結果～



東京会場（東京味わいフェスタ）

	消費者が付けた 「みんなにとってフェアな値段」		小売価格
	購入前提に値付けをした者の平均	値付け体験のみをした者の平均	
牛乳 (1000ml)	130.0円 (n=191)	225.2円 (n=190)	350円 (販売価格)
豆腐 (350g)	70.6円 (n=165)	147.2円 (n=216)	154円 (販売価格)
納豆 (45g×3個)	78.5円 (n=187)	138.7円 (n=194)	200円 (販売価格)
玉ねぎ (Lサイズ2玉)	94.5円 (n=221)	163.2円 (n=160)	154円 (平均小売価格)
じゃがいも (500g)	104.5円 (n=204)	212.1円 (n=177)	218円 (平均小売価格)
カットキャベツ (150g)	48円 (n=87)	119.9円 (n=294)	140円 (販売価格)

○ イベントの感想

「体験型で非常にわかりやすかったです」「普段スーパーにはない銘柄の商品もあって有難い」といった声があった一方、「コストがかかっているのは理解しているのですが、やっぱり安く買いたいのが本音で…安値をつけてしまって申し訳ないです」「生産者さんの苦勞、値付けの難しさ」といった率直な声も届いた。

大阪会場

	消費者が付けた 「みんなにとってフェアな値段」		小売価格
	購入前提に値付けをした者の平均	値付け体験のみをした者の平均	
牛乳 (1000ml)	131.7円 (n=98)	175.8円 (n=144)	300円 (販売価格)
豆腐 (400g)	89.1円 (n=95)	109.5円 (n=147)	200円 (販売価格)
納豆 (40g×2個)	82.8円 (n=100)	107.2円 (n=142)	230円 (販売価格)
玉ねぎ (Lサイズ2玉)	115.9円 (n=149)	162.5円 (n=93)	350円 (販売価格)
じゃがいも (500g)	117円 (n=88)	191.5円 (n=154)	241円 (平均小売価格)
カットキャベツ (150g)	64.6円 (n=55)	99.5円 (n=187)	120円 (販売価格)

○ イベントの感想

「イベントに参加して原材料や人件費などについて考えようと思った」「価格設定に関して事情があることが分かった」「勉強になった」など。

私立 明星中学校

- 場所：私立 明星中学校（東京都府中市）
- 実施日：令和7年11月22日（土）
10:40～12:30（3、4時間目）
- 教科：総合
- 受講生徒数：79名（中学2年生）
- 授業内容
スーパーマーケットなどで、「牛乳、豆腐、納豆、玉ねぎ、にんじん」の小売価格を事前に調べてきてもらった。
商品が消費者の手に届くまでの各段階で様々な費用がかかっていることを授業で説明し、品目ごとのフェアな値段はいくらなのかグループで考えてもらい、値段のないスーパーマーケットWeb体験版を体験。
- アンケート結果
 - **身近な話をしてくれたので、少し親近感や現実を突きつけられているなど感じる**ことができた授業だった。
 - スーパーなどの経営は細かく、いろいろな人などの助けで作られていてたくさんの理由で**その値段**になったことがわかった。
 - 「フェア」な立場から**自分の考えを持つ**ことは今回の授業テーマにとどまらず、**社会の一員として生きるうえで必要なこと**であり、**この授業の可能性を感じ、さらなる発展を期待**している。（教員から）
- 授業の様子



講師（農林水産省職員）



生徒の様子

焼津市立焼津中学校

- 場所：焼津市立焼津中学校（静岡県焼津市）
- 実施日：令和8年2月5日（木）
13:30～15:20（5、6時間目）
- 教科：家庭科
- 受講生徒数：106名（中学3年生）
- 授業内容
スーパーマーケットなどで、「豆腐（国産大豆100%使用 300gを想定）」の小売価格を事前に調べてきてもらった。
商品が消費者の手に届くまでの各段階で様々な費用がかかっていることを授業で説明し「フェアプライス」の重要性を伝えた後に、「フェアプライスをより多くの方に伝えるためにはなにができるか」についてグループで考えてもらい、発表してもらった。
- アンケート結果
 - 私たちが商品を手取るまでに**多くの人の努力**があって、**多くの手間**がかかっているということを感じた。私たちは**それに関わる人たちに感謝をしなければいけない**と思うし、**商品を購入することで生産者に協力**していきたいと思った。
 - なんとなく値段を見て購入している商品は、商品の値段をつけるのに努力していることがわかった。
- 授業の様子



生徒の様子



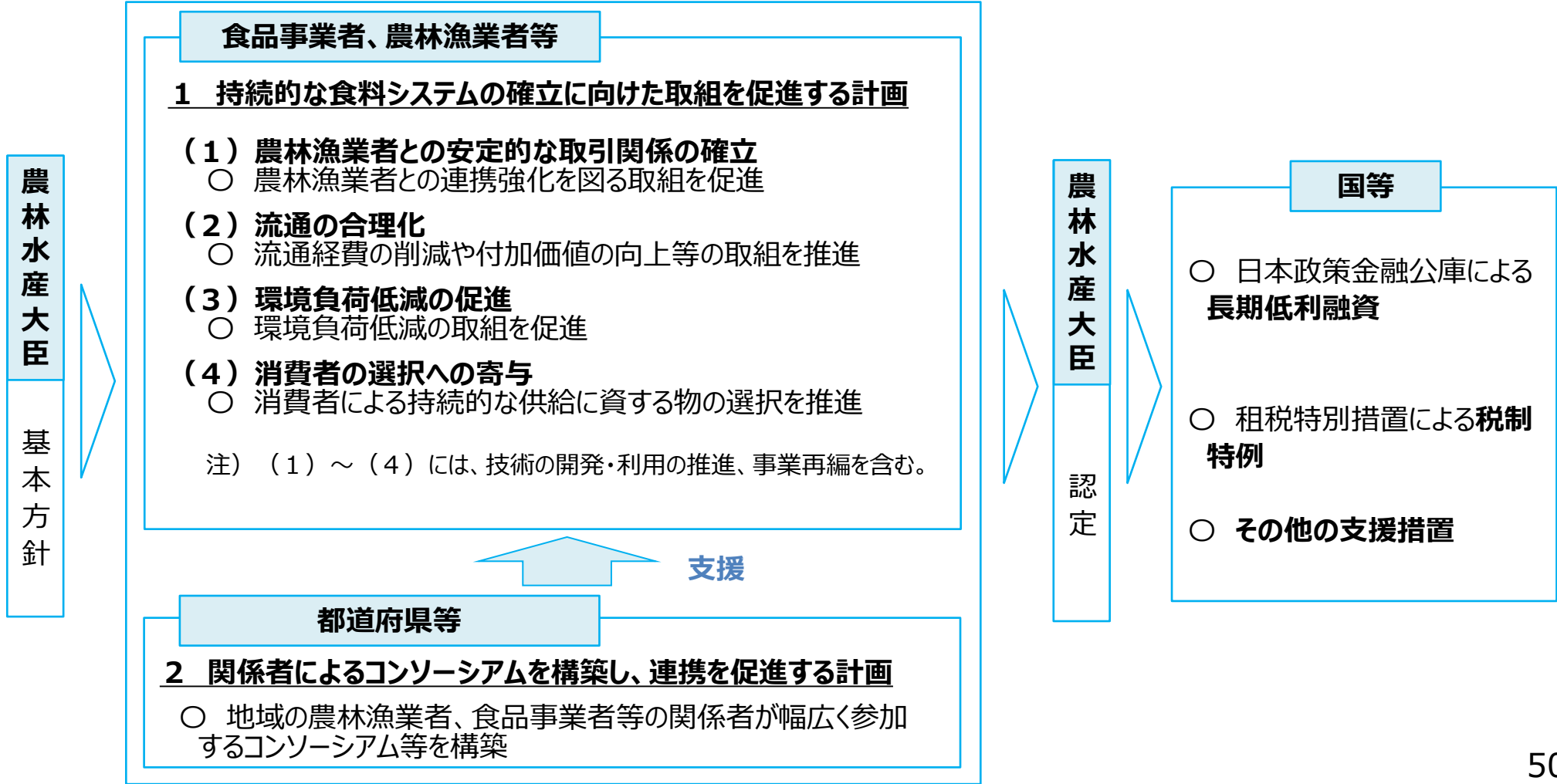
グループワークの様子

食品産業の発展に向けた計画認定制度 (食料システム法計画認定制度)



持続的な食料システムの確立（計画制度）

- 持続的な食料システムの確立に向けて、コストを考慮した価格形成の法制化と併せて、次の施策を**法制化**。
 - ① **基本方針を策定**。
 - ② 基本方針に即し、**食品事業者等が計画を策定し**、これに基づき**農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組**を実施。
 - ③ 国等は、こうした取組に対し、**金融支援・税制特例等を総合的に措置**。



食料システム法 計画認定制度の認定状況

- 食料システム法に基づき、令和7年10月から、食品等事業者が行う持続的な食料供給に資する取組を認定する計画認定制度が開始。これらの事業活動の取組数が2030年（令和12年）までに1,000件となることを目指す。
- 令和8年3月末時点で54計画を認定。公庫の長期低利融資等を通じて食品等事業者の取組を支援。

計画認定制度の認定件数(令和8年3月31日時点)

計画の種類	認定件数
安定取引関係確立事業活動	20
流通合理化事業活動	22
環境負荷低減事業活動	7
消費者選択支援事業活動	5
計	54

※特例等の活用状況

公庫の長期低利融資: 25件、農研機構の設備供用: 1件

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（1）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
1	(株)マルマサフード (大阪府)	カット野菜・果 実の販売・仲 卸	カット野菜工場に食品残渣を活用したバイオマス発電を行う食品残渣処理 設備を新たに導入。CO2排出量削減及び工場全体の生産性の向上を図る。	環境負荷低減	公庫融資 (V資金)
2	PFC茨城(株) (東京都)	青果流通加 工業	首都圏への消費地ストックポイントや中継共同物流拠点として機能する コールドチェーン対応型の施設を整備し、高品質な青果物の安定供給を 目指す。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
3	福井精米(株) (福井県)	米穀卸売業	新たに精米工場を建設し、県内の地元米生産者との連携を進め取引量を 増加。食の安全や地産地消といった消費者ニーズに合った高品質な食料 品の提供を目指す。	安定取引	公庫融資 (V資金)
4	(株)ファーストダウン (福岡県)	カット野菜製 造・販売	・中国・四国エリアにカット野菜の新工場を設け輸送距離を短縮し、物流の 効率化を図る。 ・省力・省人化機械を導入し、生産に必要な作業員数を大幅に減少させ、 労働生産性を高める。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
5	(株)ゆかり (大阪府)	飲食店	福島産米の生産者と卸売業者を含めた中長期的な契約による安定的な 調達体制の構築し、飲食店での米の取扱量の拡大に取り組む。	安定取引	公庫融資 (V資金)
6	愛知県花き流通改善推 進協議会 (愛知県)	花き事業者で 構成する協議 会	・集出荷施設内にコンテナ冷蔵庫を設置して、外部冷蔵庫保管時の横持 ちの手間を削減する。 ・入庫時には流通パレットに積載して保管し、荷役時間の削減を図る。	流通合理化	—
7	名古屋西流通センター (株) (愛知県)	市場管理	コールドチェーン機能を備えた中継共同物流拠点を整備し、中部・北陸圏 の卸売市場と連携した共同輸配送、西日本と東日本を繋ぐ中継輸送に取 り組み、物流の効率化と取扱金額増加を目指す。	流通合理化	—
8	(株)オーシャンプロテッ ク (福岡県)	生鮮魚介類 の販売、加工 品の製造等	九州の漁業者との水産物取引を拡大し、九州産水産物を用いた加工品の 製造量増加を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（2）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
9	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・関東で3拠点に現在分散している物流・加工機能のうち、2拠点を統合・整備することで、物流費の削減を図る。 ・新拠点でQRコードによる商品管理とトレーサビリティシステムを導入し、処理効率の向上を図る。 	流通合理化	—
10	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・AIを用いた需要予測と、その予測に基づいた供給側のマッチングを進めることで、取引品目の需給バランスの向上を図り、流通過程における食品ロス削減を図る。 ・一部商品の流通・販売時の包装資材の削減を図る。 	環境負荷低減	—
11	(株)農業総合研究所 (和歌山県)	卸売業	<ul style="list-style-type: none"> ・流通商品の二酸化炭素の排出量の算定(見える化)を推進する。 ・二酸化炭素排出量の情報にアクセスできるQRコードを商品に貼付し環境負荷に係る意識の啓蒙を行う。 	消費者選択支援	—
12	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	冷凍ギョーザ工場が発生する動植物性残渣を堆肥化し、同堆肥を用いて栽培したキャベツを冷凍ギョーザの原材料として活用する資源循環スキームの拡大を通じた農業生産者との安定取引の拡大。	安定取引	—
13	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな物流拠点の整備等による在庫管理と輸配送の最適化の推進。 ・モーダルシフトによる輸配送最適化の推進。 	流通合理化	—
14	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	<ul style="list-style-type: none"> ・国内工場のフリーザーや冷蔵冷凍機を環境配慮型のモデルに更新し、製品品質を保ちながらCO₂排出量削減を推進する。 ・製品のプラスチック廃棄物削減、リサイクルしやすい素材の採用、製品以外のプラスチック廃棄物削減を推進する。 	環境負荷低減	—
15	味の素冷凍食品(株) (東京都)	冷凍食品の研究開発、製造、販売	オウンドメディアや教育機関連携を通じ情報発信を拡大し環境配慮への理解と共感を育み、消費者と共に持続可能な社会づくりに貢献する。	消費者選択支援	—
16	沖永良部島花き流通合理化実証協議会 (鹿児島県)	食品等流通事業者を中心とする協議会	切り花について、消費地までの各段階で新たな鮮度保持技術を用いたコンテナを活用し、維持期間を延伸の実装を行う。一回に輸送する積載数の増加を実現して物流の効率化を図る。	流通合理化	—

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（3）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
17	(株)万惣 (広島県)	各種食料品小売業	店頭で販売する国産野菜及び国産豚肉の利用を拡大することにより、安定的な供給体制の構築と収益の拡大を図る。	安定取引	公庫融資(V資金)
18	(株)万惣 (広島県)	各種食料品小売業	<ul style="list-style-type: none"> ・プロセスセンターへの冷蔵設備及び冷凍設備等の導入により、消費期限を延長した生鮮食品の量産体制を構築する。 ・コンテナ洗浄機の投入・排出口ロボットの導入により、コンテナ洗浄工程の無人化を実施し、省人化と労働環境の改善を図る。 	流通合理化	公庫融資(V資金)
19	協同組合 八戸青果センター (青森県)	事業協同組合	冷蔵庫・荷捌き所・トラック積み込み場所を一体化した設備整備を進め、市場内の商品運搬の時間短縮と衛生向上を図る。	流通合理化	公庫融資(卸売市場機能高度化)
20	(株)丸尚 (新潟県)	総菜等製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用食品を製造する新工場を建設し、効率的な製造設備配置と物流動線の効率化、最新設備の導入による製造時間の短縮と全工程の自動化・省力化を実施する。 ・急速冷却可能な最新設備の導入により、品質保持・衛生管理の高度化も図る。 	流通合理化	公庫融資(V資金)
21	(株)松源 (和歌山県)	スーパーマーケット	スーパーの新店舗出店に伴い、和歌山県産農産物(イチゴ)の調達安定化のため、既存取引先との計画的な連携による取引量の向上を図る。	安定取引	公庫融資(V資金)
22	(株)アマタケ (岩手県)	ブロイラー生産、食鳥処理・食肉製品製造加工販売	最新の海外製食鳥処理機械を備えた高効率なあい鴨の食鳥処理加工場を新たに整備するとともに、引契約に基づき合鴨生産者からの取扱量を増大し、安定した取引を実現する。	安定取引	公庫融資(V資金)
23	スマートラストマイル協議会 (東京都)	任意協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・AI診断による配送ルート最適化で、トラック待ち時間の解消および配送時間の短縮を目指す。 ・主にバックヤードの狭い小規模外食における荷受能力の向上で輸送回数の削減を達成するシステムの実装促進により輸送回数の削減を図る。 	流通合理化	—
24	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	カップスープの主原料スイートコーンを生産する北海道の契約農家との取組を加速・拡大させ、国産生鮮原材料の使用量増加を推進。	安定取引	—

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（４）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
25	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	・カップスープの原材料であるスイートコーンの収穫・加工時に発生する芯・葉・茎等の副産物の飼料化・肥料化を通じ 持続可能な農業・畜産業へ貢献。 ・カップスープ包材のモノマテリアル化拡大を推進。	環境負荷低減	—
26	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	カップスープ事業での環境へ配慮した活動に関し、工場見学やオウンドメディア(自社HPやSNS等)を通じた情報発信を推進。	消費者選択支援	—
27	コーミ(株) (愛知県)	食品加工業	・新工場建設により安定した生産体制の構築を行うとともに、分散していた調味料製造拠点の移転・集約化により商品物流の合理化を図る。 ・工場建設に伴い、生産方式の見直しや食の安全性に係る認証取得を行い、国産製品の増産や海外販路の開拓を図る。	流通合理化	公庫融資(V資金)
28	松村食販(株) (群馬県)	食料品卸売業	地元に加え、他産地の農業法人と直接取引を行い、原料玄米を安定調達するとともに、新たに精米ラインを整備し、全量自社精米とすることで精米の安定供給と収益拡大を図る。	安定取引	公庫融資(V資金)
29	セントライ青果(株) (愛知県)	青果卸売業	他の卸売事業者との資本提携により、集荷力向上、物流効率化、モーダルシフトの促進、ノウハウ共有による専門人材育成に取り組む。	流通合理化	公庫融資(卸売市場機能高度化)
30	農作物流通イノベーション協議会 (佐賀県)	任意協議会	青果物流における、受発注のデジタル化拡大、労務管理および配車計画のアルゴリズム化による人依存からの脱却による経費削減と取扱数の増加に向けた実証を行い、持続可能な効率化と拡大を実現する。	流通合理化	—
31	石崎製菓(有) (愛知県)	菓子製造業	愛知県産の大葉の農業協同組合からの仕入量を増加させるとともに、製造ラインを増設し、大葉を使用した地域特産品のえび・いかせんべいの安定供給を図る。	安定取引	公庫融資(V資金)
32	(株)阿部繁孝商店 (岩手県)	食品製造業	国産鶏肉の需要増に対応するため、岩手県及び青森県の生産者との安定取引を拡大し、生産者の収益力向上及び国産鶏肉の供給量拡大・安定供給を図る。	安定取引	公庫融資(V資金)

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（5）

会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
33 味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、 製造、販売	・モーダルシフトを維持・推進し、輸送の効率化及びドライバー不足による輸送量減少リスクの軽減を図る。 ・1回あたり輸送量を増加させ、物流事業者及び荷受け時の倉庫作業者の負荷軽減を図る。	流通合理化	—
34 味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、 製造、販売	CO ₂ 排出量の少ないモーダルシフトの取組を維持・推進し、環境負荷軽減を図る。	環境負荷低減	—
35 味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、 製造、販売	小学生向けの社会科工場見学の来場者数拡大を図り、ドライバー不足等の社会課題に対応した商品や環境に配慮した商品に対する消費者の理解増進を図る。	消費者選択支援	—
36 アサヒ物産(株) (兵庫県)	洋菓子製造、飲 料卸売業	国産小豆を使用した高品質な製品の生産拡大のため、新工場を設立するとともに、国内産地及び製餡メーカーとの連携を強化し、国産小豆の使用量の増加を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
37 南信州菓子工房 (株) (長野県)	菓子製造業	農研機構の設備を活用し、乾燥時間を大幅削減したドライフルーツの製造方法を研究・実装することで、エネルギーコストの抑制し、温室効果ガスの排出削減を図る。	環境負荷低減	農研機構設 備供用
38 (株)KF Table (山形県)	食品加工業	規格外農産物や未利用農産物を安定的に調達し、生産者との継続的な取引関係を確立することで、地域農業の持続性向上とフードロス削減を図る。	安定取引	—
39 (株)千疋屋総本 店 (東京都)	果実・喫茶・洋酒 の販売業	新店舗の開店にあわせ、国産マスクメロンの生産者等と安定的な取引関係を構築し原料の安定調達を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
40 八戸酒造(株) (青森県)	清酒製造業	青森県産米等を使用した日本酒の安定的な生産体制を確立するため、工場を建設するとともに、国産米の契約栽培や長期的な取引量を拡大し、生産者との安定的な取引関係の強化を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（6）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
41	アイサン工業 (株) (愛知県)	海苔加工業	愛知県内の海苔生産者から加工製造を受託し、乾燥海苔を製造することで、生産者との分業体制を構築し、地域の水産業の発展と海苔の安定供給を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
42	イーサポート(株) (京都府)	食品等製造小売業	「京都食ビジネスプラットフォーム」を通じ、農業者との安定的な取引関係を構築し、京都府産の有機農産物等を用いた、長期保存可能な食物アレルギー対応食品等を開発・販売する。	安定取引	—
43	(株)松本花市場 (長野県)	花き卸売業	須坂市に花き地方卸売市場を新設し、地域の花き流通の安定化を図るとともに、地方市場から各地への中継輸送や共同輸配送を担うことで、市場間の輸送ネットワークを活発化させる。	流通合理化	—
44	(株)塩野 (埼玉県)	漬物製造業	需要が拡大するカップ入り浅漬け商品の包装ラインについて、自動帯掛機を増設し包装工程の省力化を図るとともに、工場内の照明をLEDへ切り替えなど生産性の向上を図る。	流通合理化	公庫融資 (V資金)
45	(一社)日本外食 品流通協会 (東京都)	食品卸売業	多温度帯商品の一括配送や温度管理システムの自動化を可能とする冷凍車を導入し、持続可能で強靱な食品流通の合理化を目指す。	流通合理化	—
46	(株)サンプラザ (大阪府)	スーパーマーケット	地元産軟弱野菜(小松菜等)の生産者との契約取引を拡大するとともに、鮮度保持能力の高いショーケースの導入や地元野菜使用の総菜パン等を販売するインスタアベカリーの設置を通じ、安定的な販売体制を構築。	安定取引	公庫融資 (V資金)
47	栄屋乳業(株) (愛知県)	生乳・アイスクリーム製造業等	国産原材料を用いた高品質プリンの需要拡大に対応するため、既存工場の拡張とともに、県内の鶏卵生産者との連携を強化し、国産鶏卵の取扱量の増加を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
48	(株)大阪鶴見フ ラワーセンター (大阪府)	卸売市場開設業	卸売業者同士が業務提携を締結し、荷捌き場等の整備による物流拠点の一本化と、切花の集荷・分荷の共同作業により物流効率化を進め、卸売市場の業務の合理化を図る。	流通合理化	—

食料システム法 安定取引関係確立事業活動計画等の認定状況・概要一覧（7）

	会社名	業種	計画の概要	認定の種類	特例の活用
49	都吹(株) (広島県)	冷凍調理食品製造業	北海道の大豆生産者との新規取引を実施するとともに、製造ラインを増設し、国産大豆を使用した豆腐製品の製造量の増加を図る。	安定取引	公庫融資 (V資金)
50	帯広地方卸売市場 (株) (北海道)	果物・水産物・花き・その他食料品の卸売等	冷凍野菜需要の増加等に対応するため、冷蔵・冷凍貯蔵に対応した集出荷施設を整備し、物流の効率化・省力化を図る。	流通合理化	公庫融資(卸売市場機能高度化)
51	名古屋市(中央卸売市場本場) (愛知県)	卸売市場	荷捌きスペースの確保や、水産部門の温度管理機能を充実させる施設整備により、取扱数量の維持・拡大や品質・衛生管理の向上を図る。	流通合理化	—
52	名古屋市(中央卸売市場北部) (愛知県)	卸売市場	荷捌きスペースの確保や、青果売場の拡張、水産部門の温度管理機能を充実させる施設整備により、取扱数量の維持・拡大や品質・衛生管理の向上を図る。	流通合理化	—
53	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	フードロス対象商品を協力団体が消費者に販売し、得られた収益を子ども食堂に寄附するスキームを通じて、食品ロスの削減を図る。	環境負荷低減	—
54	味の素(株) (東京都)	食品の研究開発、製造、販売	全国の小学校で開催している、食品ロスをテーマにした出前授業の受講者数を拡大することで、環境に配慮した消費者の行動変容を促す。	消費者選択支援	—